

## フランス共和国 (French Republic)

### 通 信

#### I 監督機関等

##### 1 経済・財務省

Ministry for the Economy and Finance

Tel.	+ 33 1 40 04 04 04
URL	<a href="https://www.economie.gouv.fr/">https://www.economie.gouv.fr/</a>
所在地	Télédoc 139, rue de Bercy, 75572 Paris Cedex 12, FRANCE
幹 部	Cédric O (デジタル化担当長官 / Secrétaire d'Etat auprès du ministre de l'Economie et des Finances et du ministre de l'Action et des comptes publics, chargé du Numérique)

所掌事務

2014年8月の首相交代に伴う省庁再編により、旧生産復興省と経済・財務省を基に発足した経済・産業・デジタル省に関し、2016年8月、経済・産業・デジタル大臣の辞任に伴い、財務・公会計大臣が兼務となり、新たに経済・財務省が発足した。2017年5月には、経済・財務部門とアクション・公会計部門の担当相が協力して同省の運営に携わる体制が整い、両者の下でデジタル社会化を専門的に所掌する長官職が設けられた。電気通信関連の政策担当部門は、旧政権時と変化はなく、企業総局（DGE）であり、「French Tech」（Ⅲ－２（６）の項参照）等ICT産業の活性化や一般企業のデジタル化推進等に関する政策策定を所掌する。

##### 2 電子通信・郵便・出版流通規制機関（ARCEP）

Electronic Communications, Postal and Print Media Distribution Regulatory Authority

Tel.	+ 33 1 40 47 70 00
URL	<a href="https://www.arcep.fr/">https://www.arcep.fr/</a>
所在地	14 Rue Gerty Archimède, 75012 Paris, FRANCE
幹 部	Sébastien Soriano (委員長 / President)

所掌事務

1997年1月5日、電気通信分野の独立規制機関として、電気通信規制機関(ART)の名称で発足、事業者等の規制を所掌する。2004年7月、「郵便・電子通信法典」第Ⅱ部第4章第1節を中心に、組織及び所掌事務が再定義された。2005年5月の「郵便活動規制法」により、郵便分野が所掌に加えられ、名称が電子通信・郵便規制機関(ARCEP)に変更された。更に、2016年10月の「デジタル共和国法」(Ⅱ-2の項参照)により、通信事業者規制における権限が大幅に拡張された。また、2017年1月の「独立行政機関及び独立公的機関の一般的位置付けに関する2017年1月20日の法律第2017-55号」により、同機関は国の一般会計から年ごとの予算を割り当てられる独立規制機関としての位置を確立した。2019年11月、出版物のネット配信の興隆に伴い発効した「Bichet法」により、名称変更及び所掌の追加が実施された。

同機関の通信分野における主な所掌は以下のとおりである。

- ・ 公衆電子通信網の運用及びサービス提供に関する届出の受理
- ・ 市場調査・分析
- ・ 事業者のサービスの質及びカバレッジに関する調査・監督及び調査結果の定期的な公開
- ・ SMP 事業者規制
- ・ 料金規制
- ・ 事業者間紛争処理(地方自治体含む)
- ・ 通信関連規定に違反した事業者の処罰
- ・ 希少資源の割当て及び管理
- ・ ユニバーサル・サービス管理
- ・ ネット中立性の維持と IPv6 関連規制を含むインターネット環境調整
- ・ 通信事業者のインフラ投資促進
- ・ 欧州諸国の類似機関との協調

最高意思決定機関である委員会は、法律、技術、地域経済の各専門家7名からなる。うち委員長を含む3名は大統領により、2名は国民議会議長により、2名は元老院議長により指名される。各委員の任期は6年で、再選は許されない。2018年の予算額は2,730万EUR、2019年7月現在の職員数は170名である。

## Ⅱ 法令

### 1 郵便・電子通信法典

1952年、電気通信分野の基本法令として法典化された。「法律の部」「国務院の議を経るデクレ(政令)の部」及び「デクレ(政令)の部」の3部からなる。「法律の部」第Ⅱ部の第1編及び第2編が電気通信事業者に対する主な規制を構成しており、その内容は以下のとおりである。

\*我が国の「政令」に類似し、主に法律を補足する命令としての機能を有する。内閣府の議を経て成立するデクレと単純デクレとの2種がある。

- 第Ⅱ部 電子通信
    - 第1編 一般規定
      - 第1章 定義と原則
      - 第2章 法律制度
        - 第1節 通信網とサービス
        - 第2節 電話帳及び情報サービス
        - 第3節 電子通信網及びサービスの利用者のプライバシーの保護
        - 第4節 通信網への相互接続とアクセス
        - 第5節 無線電子機器と端末機器
        - 第6節 海外領土におけるローミング提供に関する特別規定
    - 第3章 公共サービス責務
    - 第4章 電子通信規則
      - 第1節 電子通信・郵便規制機関
      - 第2節 電子通信分野の市場において顕著な市場支配力を有する事業者に関する規定
    - 第5章 罰則規定
  - 第2編 資源と監督
    - 第1章 無線周波数
      - 第1節 一般規定
      - 第2節 電子通信・郵便規制機関が割り当てる無線周波数に関する特別規定
      - 第3節 全国周波数庁
    - 第2章 番号とアドレス
    - 第3章 通路権と地役権
      - 第1節 公共用地の占有と民間所有地の地役権
      - 第2節 障害からの無線送受信センター保護に関する地役権
      - 第3節 電磁的な混乱からの無線受信センター保護に関する地役権
      - 第4節 罰則規定
  - 第4章 電子通信網の関係及び敷設の監視
    - 第1節 一般規定
    - 第2節 罰則規定
- 第5章 海底ケーブルの保護
  - 第1節 一般規定
  - 第2節 罰則規定

近年の主な改正としては、2009年のEU枠組指令等の改正の国内法制化（2012

年 4 月)、ARCEP の事業者制裁権限の再付与 (2014 年 3 月)、移動体通信事業者間のネットワーク共有や地方自治体主導で構築する光ファイバ網に対する規制の導入 (2015 年 8 月)、ルーラル地域へのブロードバンドあるいは無線網構築に関する規制機関及び事業者の役割の規定 (2016 年 12 月)、電子的手段による本人確認とデータの暗号化に関する規定 (2017 年 10 月)、通信事業者のセキュリティ保持に関する義務の規定 (2018 年 7 月)、通信事業者のルーラル地域への LTE 普及に関する地方自治体との協力に関する規定 (2018 年 11 月) 等がある。更に、2016 年 10 月には、「デジタル共和国法」(2 の項参照) により、ネット中立性、通信の秘密の保持、社会的弱者のアクセシビリティ向上等に関する規定が導入された。

## 2 デジタル共和国法

2014 年 10 月、経済・産業・デジタル化省 (当時) により起案、政府関係者や関連専門家のみならず、広く一般市民からの意見募集結果を反映し、2016 年 10 月に議会での承認を得て、「2016 年 10 月 7 日の法律第 2016-1321 号」という名称で発効した。同法は産業及び市民生活全体のデジタル化を推進し、今後の ICT 普及政策の原則を示すものと位置付けられ、以下の 3 部構成で、15 の主要目標を提示、関連法規則の改正を指示している。

- ・第 1 部：イノベーションの自由化：①公益に資する政府データの公開、②研究者、統計関係者のためのデータアクセスのセキュリティ確保、③公共の機関による研究の成果への自由なアクセスとデータ収集の許可
- ・第 2 部：ネット空間における信頼性の確立：④ネット中立性、⑤データ持ち運びの権利、⑥消費者向け情報の信頼性、⑦個人情報保護、⑧リベンジポルノへの罰則、⑨故人の情報の収集に関する生前の本人の意思の尊重
- ・第 3 部：開放的かつインクルージョンが保証されるデジタル共和国の設立：⑩インターネット接続維持の権利、⑪SMS による金銭授受の容易化、⑫超高速ブロードバンド網のカバレッジ拡大推進、⑬デジタル・サービスへのアクセシビリティ向上、⑭全国レベルでのデジタル・サービスの展開と普及の支援、⑮e スポーツの公的な承認と規制の確立

## III 政策動向

### 1 免許制度

「郵便・電子通信法典」第 L33-1 条は、公衆電子通信網の設置・運用及び電子通信サービスの提供は、ARCEP への事前の届出を条件として自由であると規定している。ただし、周波数、番号等の希少資源の利用については、ARCEP の管理下において別途利用許可を取得し、資源の割当てを受けることとされている。2018 年 12 月現在、届出を受理された事業者数は約 2,829 である。

外資規制について、「郵便・電子通信法典」に言及はないが、2014年5月、「事前の許可を要する外資の参入に関する2014年5月14日のデクレ第2014-479号」が公布され、国益に直接関係するとみなされる産業6分野（防衛、通信、エネルギー、水道、交通、医療）における外資の参入に関して、政府の事前の許可を取得することが義務付けられた。このデクレ上では、「外資」につき、EU加盟国とそれ以外の国に区別は設けられていない。また、参入比率については言及されていない。また、「企業の成長と変革にかかわる2019年5月22日の法律第2019-486号」（通称：PACTE法）では、通信という規定はないが、政府が経済戦略上重要であるとする分野での外国企業からの投資については、事前に政府の許可を得ることが義務付けられた。

## 2 競争促進政策

### （1）相互接続

#### ①相互接続条件

公衆電気通信網事業者は公衆電気通信サービスの向上という観点から、他の公衆電気通信網事業者からの相互接続の要求に対し、特に拒否すべき理由が明確でない限り、要求を受諾しなければならない。

特にSMP事業者（(3)の項参照）は、他の事業者からの相互接続申請を、公平、非差別的、かつ明確な条件の下で受諾しなければならない。この条件を確保するためSMP事業者は、現行の相互接続情報すべてを公表し、新たに相互接続を提供する際の技術上・料金上の諸条件に関して詳細にわたる提案を公表しなければならない。

ARCEPは、「郵便・電子通信法典」により、当該相互接続協定が順守すべき技術的・財政的条件を規定し、事業者の提案に対し随時修正を要求することができる。また、相互接続の拒否、あるいは相互接続条件に関する当事者間の協定に対する違反等が生じた場合、係争に介入することができる。なお、2008年8月からブロードバンド市場におけるサブローカル・ループ、2015年8月から移動体通信網（インフラ共有及びローミング）、2016年10月から建物内の光ファイバ回線が従来の固定回線に加えて相互接続契約の対象となった。

また、2016年4月には、超高速ブロードバンド（FTTxを中心とする最大接続速度30Mbps以上のインターネット接続サービス）基盤の運用者は、欧州内の他の事業者からのアクセス要求に対して交渉に応じることが義務付けられ、料金その他の点で交渉が不成立になった場合、要求側の事業者はARCEPへの提訴の権利を有することが規定された。

#### ②相互接続料金

相互接続料金は、「郵便・電子通信法典」及びARCEPの決定により、当事者間で締結される協定で定められる。双方の事業者は、相互接続協定をARCEPに届

け出なければならない。課金の条件は、公平、明確、非差別性の原則を順守しなければならない。かつ相互接続を利用する事業者に過大な負担を与えてはならない。料金額は、他のサービス料金と明確に区分され、相互接続によって提供するサービスに関連する費用に基づいて決定しなければならない。

更に、SMP 事業者（(3)の項参照）は、料金上の諸条件の明確化、コストベースの課金のほか、相互接続に関する会計の分離に従い、ARCEP に会計報告を提出し、監査を受ける義務を有する。

ARCEP は、上記のコストベースの課金という原則に従い、固定・移動双方の通話着信市場で SMP 事業者指定された事業者の着信卸料金基準を 2008 年から数段階にわたり引き下げている。また、2012 年 1 月に同市場に参入したフリー・モバイル (Free Mobile) 及びフル MVNO 2 社 (オメア・テレコム (Omea Telecom) 及びライカモバイル (Lycamobile)) について、2013 年 7 月からは着信基準料金を既存事業者と同一料金にした。

2017 年現在の着信卸売料金基準は、移動電話で 0.0074EUR/分、固定電話で 0.00077EUR/分、SMS で 0.01EUR/分となっていた。2017 年 10 月に ARCEP が発表した移動電話着信料金計画では、更に段階的な引下げが図られ、2018 年 1 月から 0.0072EUR、2019 年 1 月から 0.0070EUR、2020 年 1 月には 0.0068EUR になるとされている。

## (2) 卸売提供制度と MVNO 推進

### ① 光ファイバ基盤の共有推進

ARCEP は政府の超高速ブロードバンド普及計画 (3-(2)の項参照) 推進に当たり、国内を①人口密度が高く、各事業者が単独で光ファイバ基盤に投資、事業活動を行う地域、②事業者が基盤構築に関心を示しているが、接続環境の整備には複数の事業者が協力、基盤共有が求められる地域、③人口密度等の理由で採算性が低く、自治体が公的資金により基盤構築を行わざるを得ない地域、に分類している。

2017 年から、ARCEP は特に②について、すべての通信事業者がネットワーク構築に投資、共有基盤を強化するという姿勢を明確化している。またブロードバンド市場で SMP 事業者指定されたオランジュ (Orange、(3)の項参照) に対し、特に③の地域について、同社が有するネットワーク資源への非差別的なアクセス受け入れを求めている。

移動体通信網については、各事業者が LTE また将来的に 5G のカバレッジ義務を遂行するため、特にルーラル地域において通信基盤を共有することが推奨されている。

### ② MVNO 促進

MVNO の参入促進については、2011 年の 800MHz 帯割当てに際し、審査基準

に MVNO 受入れが含められ、応募事業者には MVNO へのネットワーク開放計画の提示が求められた。近年は特に MVNO 促進に関する政策発表はなく、SMP 事業者指定や着信料金基準でフル MVNO とネットワーク事業者を同列に扱う等、両社の規制条件は同一化しつつある。なお、2019 年 3 月現在、国内で ARCEP に届出を行った MVNO 事業者数は 32 である。

### (3) SMP 事業者の指定

「郵便・電子通信法典」第 L37-1 条は、ARCEP が、特に相互接続及びアクセスに関して、電子通信市場の分析を実施し、それぞれの市場において顕著な市場支配力 (SMP) を有する事業者を指定するとしている (指定期間は最大 3 年)。SMP 事業者の指定には、特に市場シェア等に関する基準はなく、EU の「枠組指令 (2002/21/EC)」等に基づき、各々の市場の競争状況に鑑みて ARCEP が個別に決定する。

2002 年に EU が発表した基準では、市場は 18 に区分されていたが、この基準に従って行われた市場分析と SMP 事業者指定は 2006 年までに終了し、2007 年からは 3 回にわたり EU 勧告「C (2007) 5406」に従って七つに統合された市場の分析が実施された。2017 年には、EU の新たな勧告に従い、固定電話アクセス・発信部門 (小売、卸)、通話着信市場 (固定・移動) 及びブロードバンド市場で、2020 年までの新たな SMP 事業者指定に関する市場分析が開始、12 月に固定電話アクセス・発信部門 (小売、卸) でオランジュ、通話着信市場 (固定・移動) で着信設備を有する事業者すべて、ブロードバンド市場でオランジュが SMP 業者に指定された。

### (4) ローカル・ループ・アンバンドリング

2019 年 6 月現在、固定通信事業者の有する銅線のうち開放回線の割合は 95% を超えている。

アンバンドリング料金基準については、2012 年から 2015 年までは引下げが続いていたが、2016 年 2 月の ARCEP 決定では引上げに転じ、2016 年 3 月からは 9.1EUR、2017 年 1 月からは 9.45EUR とされた。更に 2017 年 12 月には、新たな分析結果に基づき、2018 年 1 月から 9.31EUR、2019 年 1 月から 9.41EUR、2020 年 1 月から 9.51EUR とする決定が発表された。

### (5) 番号ポータビリティ

固定電話では 2001 年 1 月 1 日、移動電話では 2003 年 7 月 1 日から番号ポータビリティが利用可能である。固定電話の場合、移行が可能であるのは全国 412 の番号ブロック内のみであるが、ARCEP は 2018 年に移行可能地域を 2020 年には地域番号内に広げ、2023 年には地域制限を撤廃する計画を発表している。2011 年 11 月に発効した現行の制度では、移行手続期間は 3 営業日以内とされている。移行手続は固定・移動とも事業者共通番号「3179」への連絡により、音声ガイド

及び SMS の指示に従って所定の情報を通知するだけで処理される。移行作業は元の契約の解約も含め、すべて移行先の事業者が実施するため、消費者からの解約通知等は不要とされる。2018年6月現在、ポータビリティ・サービスの発足時からの利用者累計は固定で約65万7,000、移動で約3,840万となっている。

#### (6) 国際競争力強化政策

2013年2月、オランダ政権(当時)は今後数年間のフランスのデジタル社会化政策要綱である「デジタル化に関する政府活動ロードマップ(Feuille de Route du Gouvernement sur le Numérique)」を発表した。要綱の三つの柱のうちの 하나가デジタル化による国内企業の競争力強化であり、技術開発への助成や中小企業のデジタル化支援等の四つの政策が定められている。

また、2013年9月、オランダ大統領(当時)はフランスにおける重要産業分野として34の分野の開発を強化する計画「新産業フランス」を発表した。「新産業フランス」では、今後10年の間に、この34分野にかかわる企業が48万の新規雇用を実現し、450億EUR(うち40%が輸出による)の売上高を上げることが目標としている。選定された34の分野は、主に以下の三つの基準に基づいて選定された。

- ・世界経済において成長途上である分野あるいは成長が見込まれる分野
- ・フランスが開発、流通及び新たな製品の産業化において影響力を持っている分野
- ・同分野においてフランスのリーディング・カンパニーが存在するか、あるいは経済面、産業面又は学術面からフランスが強い位置付けを占めている分野

2015年3月には、各指定分野の成果確認が実施され、2015年4月からの第2フェーズでは、①市場のニーズに即応、②国際競争力の強化、③発展計画の効果的な進行という観点から、指定分野が九つに絞られ、先端産業育成計画「未来への投資」、競争力強化拠点地域におけるR&D助成計画での選出プロジェクトへの一部出資や機器整備予算の補助で総額34億EURの助成を実施するとされた。指定分野のうち、特にICT利活用と関連の深い4分野の2020年までの到達目標は以下のとおりである。

- ・持続可能な都市：2020年までに以下のスマート化プロジェクトで1億EURの売上高と合計11万の現地雇用を達成(スマートハウス：7万5,000名、水管理：1万6,000名、植林：9,000名、スマートグリッド：1万名)。
- ・ビッグデータ管理：2020年までに次世代スーパーコンピュータを開発するとともにビッグデータ関連で13万7,000の雇用を創出。
- ・IoT：2020年までに人口20万以上の都市の50%以上にNFCシステムを導入、現行のカード支払の55%をモバイル端末上での決済に置き換える。
- ・デジタル空間の信頼性向上：サイバーセキュリティ関連商品の売上高を国内で

年ごとに 20%増加、世界市場では 30%の増加を図る。2020 年までに現在の 1,000 倍の容量の 5G 網を構築。

このほか、ドローンの民間利用、電子教育、再生エネルギーの 3 項目が別枠での支援対象に指定されている。

一方で政府は、デジタル産業振興と国際競争力強化戦略の一環として、2013 年末から以下を基本方針とするデジタル・ベンチャー支援プログラム「French Tech」による企業支援を実施している。

- ①全国の都市に向けて地域経済活性化・都市環境デジタル化計画の公募を実施、関連施設の設置や雇用の斡旋の実施を求める。
- ②公共投資銀行（BpiFrance）が 2 億 EUR の基金を設定、年に 1,000 程度のベンチャーへの融資を実施する。
- ③French Tech の成果の国際的な周知や国外からの優秀な人材の募集のため、総額 1,500 万 EUR の基金を設置して国際ベンチャー間協力を支援する。

2018 年 5 月には 2022 年までの新たな行動指針「French Tech Horizon 2022」を発表、以下の 3 目標を提示した。①高度技術開発関連の起業に年間 700 万 EUR の助成、②国内外の人材発掘の支援、③欧州及び世界の同種プログラムと協調し、「EuropeTech」の実現を図る。

2018 年に実施された融資は 729 件で、業種は AI 技術、ソフトウェア開発、eヘルス等が中心である。同年に発行された「Welcome to New French Revolution」では、政府は参加企業に対し以下の支援を行うとしている。①世界各国から受け入れた人材に対し、4 年間の滞在許可を発行、②各社の業務形態に合わせたマーケティングや雇用への助言、③総額 16 億 EUR の公的投資基金の設立、④25%の事業税減額等、税制優遇による R&D 投資促進、⑤他社との意見交換、政府調達、国外でのビジネス等に関する情報や接触機会の提供。

なお、マクロン政権はコンテンツ配信市場で米国プラットフォーマーが圧倒的なシェアを有している現状に憂慮しており、仏国内で 2,500 万 EUR 以上の売上高を挙げた IT 事業者を対象に、前年を売上高の 3%を税として徴収する「デジタル課税」法案を議会に提出した。この法案は 2019 年 7 月に議会を通過したのち、米国からの反発を受けて部分的に控除が導入されたが、2020 年から実施される予定である。

#### （7）中小企業デジタル化支援

経済・財務省は 2018 年 10 月、中小企業のデジタル化推進を目的とした「フランス・デジタル」イニシアチブを発足させた。この計画は、特に地方の中小企業の ICT 利活用による競争力強化を目指し、デジタル技術導入プロジェクトに 2 万 5,000EUR（2019 年度）までの貸付けを行うというもので、ポータルサイトを通じてプロジェクトの公募が実施されている。出資元は欧州投資銀行、国、公共投

資銀行となっている。

一方、マクロン政権は国内中小企業の成長を期して、2019年5月、「PACTE法（1の項参照）」を発効させた。同法はICT関連に特化したものではないが、中小企業が自律性を保ちつつイノベーションの開発及び導入を図る環境の整備のため、税制をはじめ各種の優遇措置が講じられている。ICTベンチャーに好適な条件としては、オンライン手続のみでの起業が可能になったこと、研究者の起業や一般企業へのプロジェクト参加への手続の簡略化、中小企業の製品の輸出支援窓口設置等がある。

#### （8）AI戦略

2017年2月、国民教育・高等教育・研究省（当時）と経済・財務省は共同で「デジタル共和国法」の主旨に則り、AI研究・産業化の統一指針となるイニシアチブ「フランス AI」を立ち上げた。「フランス AI」は関連有識者の協議により、AI研究の推進と人材育成、研究成果の産業化に向けた産学の広範なエコシステム形成、国内のAI産業自律性確保を中心課題として同年に50余りの政策提言を行った。2018年3月には首相府からもAIの導入による社会的変化を考慮しつつ効果的な公的支援の枠組みを定めることを勧告する「Villani Report」が発表された。これらに基づき、学術機関の研究やAI関連ベンチャーによる商品開発等に対し、複数の公的基金が助成プロジェクトの公募を実施している。代表的な例には2018年6月の「French Tech Seed」がある。これは首相府が「フランス AI」の提言を受けて設立した「French Tech」参加の「Deep Tech（AIを搭載したテクノロジー商品開発）」関連ベンチャー向け助成基金で、国の先端産業支援プログラム「未来への投資」の公募で選出されたプロジェクトに対し、5万～25万EURの貸付けを行うというものである。

### 3 情報通信基盤整備政策

#### （1）ユニバーサル・サービス

##### ①概要

「郵便・電子通信法典」は、ユニバーサル・サービス対象範囲を以下に規定し、その各要素について、全国一体的にサービスを提供し得る事業者は、ユニバーサル・サービス事業者指定され得る。

- ・電話・ファックス、インターネット接続を可能にする通信サービス、無料緊急通話の伝送（一定の条件下にある料金不払契約者に対する通話受信、緊急通話の発信といった限定的サービスの1年間の継続措置を含む）

- ・印刷版及び電子版による番号案内サービスの提供
- ・低所得者及び障がいを持つ人々への料金上又は技術上の特別措置

ユニバーサル・サービス事業者の選定は公募によるが、公募により決定されない場合は、電子通信担当相が当該事業者を指定する。2018～2020年のユニバー

サル・サービス事業者はオランジュである。

## ②ユニバーサル・サービス費用

前年度に小売市場で 1 億 EUR 以上の売上高を計上した公衆電子通信網事業者及び公衆電子通信サービス事業者は、ユニバーサル・サービス基金への拠出義務を有する。各事業者の負担割合は、電子通信サービス（相互接続等他の事業者に対するサービスを除く）による売上高に応じて ARCEP が年ごとに決定する。一方、ユニバーサル・サービスの総費用は、サービス提供に要した費用から、ユニバーサル・サービスを実施する事業者が得る無形の便益（ブランド・イメージの向上等）を差し引いて算出される。

## ③ユニバーサル・サービス基金

事業者からの拠出金は、預金供託金庫（CDC）が特別会計を設定、ユニバーサル・サービス基金を運営して、会計上・財務上の管理を行う。

### （2）デジタル・ディバイド解消

オランダ大統領（当時）は 2013 年 2 月、2009 年からの超高速ブロードバンド計画を見直し、新たなブロードバンド基盤整備目標として、「2022 年末までに全国の世帯を光ファイバに接続可能にする」ことを掲げた。政府は 2022 年までの超高速ブロードバンド基盤整備に要する投資総額を約 200 億 EUR と見積もり、その約 3 分の 2 は通信事業者が負担すべきとしている。

政府は光ファイバ網構築の対象地域を、①人口密度が比較的高く、通信事業者が自社の投資資金で個々の通信網を構築することが可能、②複数の事業者が共同投資により構築した通信網を共有、③人口密度が低く事業者が基盤投資に関心を示さないため自治体が資金を提供し通信網構築を主導、の 3 通りに分類している。助成の対象となるのは主に③であり、公的予算から支出される約 60 億 EUR の助成のうち、中央政府からのものは半分の約 30 億 EUR で、残りは地方自治体予算や公的金融機関の長期貸付からとされている。中央政府からの助成の財源については、約 20 億 EUR が、2G サービスに用いられている周波数帯域の LTE 転用に伴う年間 2 億 EUR の周波数利用料収入、10 億 EUR が国債収入からとされている。2018 年～2019 年 10 月には、11 の自治体が ARCEP にプロジェクト計画を提出している。

2019 年 6 月現在、超高速ブロードバンド（最大通信速度 30Mbps 以上）が接続可能な場所は 2,161 万（うち FTTx が 1,554 万 9,000）である。ルーラル地域で事業者間の共有が行われている FTTH 回線数は約 1,300 万に達した。地方自治体がネットワークを運用しているルーラル地域の FTTH 回線数は約 250 万である。ARCEP は地域の FTTH 接続状況につき、サイト上で 3 か月ごとのマップを公開している。

なお、「デジタル共和国法」第 71 条は ARCEP に対し、事業者が光ファイバ網

拡張への投資を促し、光ファイバ網の整備された地域を「ファイバ地域」として認定する権限を与えた。

また、モバイル・ブロードバンド利用の増大に伴い、接続端末を問わない無線網からのブロードバンド接続推進のため、移動体通信事業者には TD-LTE 網の構築また固定網の加入者の LTE 網接続の受け入れが求められている。

#### (3) 移動体通信網のカバレッジ拡大

2016年8月の「郵便・電子通信法典」改正により、地方自治体には任意の移動体通信網運用事業者に、適正な料金でのモバイル・インフラ構築を委託する権利が保証された。委託を受けた事業者は、当該地域で 3G 以上のサービス・カバレッジを達成する義務を負う。2017年からは、50m 四方の単位で 4 ネットワーク事業者の人口カバレッジ及びサービス評価を図示する「monreseamobile」ポータル・サービスが実施されている。また、2018年1月には、政府と通信事業者の間で、LTE 網・サービスを中心に全国的なカバレッジ拡大努力を旨とする協約「New Deal Mobile」が結ばれた。この協約に従い、2018年の 900MHz/1800MHz/2.1GHz 帯の再割当においては、各事業者が LTE カバレッジ義務を遂行することを条件として、免許取得料を徴収せず、「自動更新」の形式で新たに 10 年間の周波数使用許可が付与された。

#### (4) IPv6

「デジタル共和国法」第 42 条は、2018 年以降、仏国内で販売される通信機器をすべて IPv6 対応とするべきと定めている。ARCEP は 2016 年 9 月に政府に IPv6 移行推進のための提言を行い、2016 年から年ごとに現状報告を実施している。また、2018 年 10 月の報告では、通信各社の IPv6 導入状況を公開した。2018 年 6 月現在、固定網における 4 ネットワーク事業者の IPv6 導入率はフリー (Free) で 50%、オランジュで 45%である一方、ブイグ・テレコム (Bouygues Telecom) は 2.5%、SFR は 0.9%となっている。他方、移動体網における IPv6 化は各社でほとんど進展が見られていない。ARCEP は 2019 年 2 月の分析で、IPv6 普及の阻害要因として短期的な収益性の低さ、対応ソリューション・機器の不足、一般の人々の関心の低さ等を挙げた。同年 9 月には、これらの諸問題解決のためのタスクフォースを立ち上げ、通信事業者、公的機関、ICT 関連企業等の参加者の募集を開始した。

#### (5) 5G

5G には 3.4-3.8GHz、26GHz、1.5GHz の各帯域の割当てが予定されている。3.4-3.8GHz については約 50 の都市で通信事業者を中心に複数の事業者が試験サービスを実施している。2019 年からは 26GHz での試験サービスについての公募が実施され、物流やモビリティ・サービス分野で 11 件のプロジェクトが選出された。ARCEP は 2019 年 6~7 月、2019 年末までに 3.4-3.8GHz の割当てを実

施、2020年に割当てを受けた事業者が商用サービスを開始、2025年に人口の3分の1をカバーする計画を発表した。

26GHz及び1.5GHz帯については2018年7～9月、3.4-3.8GHzについては2019年7～9月に今後の割当方針に関するパブリック・コンサルテーションが実施されている。

#### 4 ICT政策

##### (1) 国家デジタル化計画

2015年6月、ヴァルス首相（当時）は経済成長、雇用の伸長及び国際社会での地域強化の鍵は官民双方のデジタル・サービスの発展にあるという認識の下、「デジタル共和国」を目指す戦略計画を発表した。この計画は、以下の四つの主目標の下に14の政策とそれぞれの政策の実現のためのアクションを提示している。

主目標の概要は以下のとおりである。

- ・イノベーションの自由：成長の原動力としてのデジタル産業の活力を最大限に引き出す。
- ・デジタル社会での権利の平等：市民とその個人情報保護。
- ・デジタル・ディバイドの解消：年齢、居住地、収入にかかわらず国民すべてにデジタル・サービスを提供。
- ・デジタル・サービス提供モデルとしての国家：公的サービスの改善のため、政府機構をデジタル化する。

14政策の表題は、①ICTベンチャー支援プログラム「French Tech」の強化と国際化、②公益に資するデータの開示、③大企業とベンチャーの協力によるオープン・イノベーションの推進、④中小企業のデジタル化、⑤科学研究成果・データの流通の自由化、⑥途上国の技術革新プロジェクトの支援、⑦建造物のデジタル化、⑧イノベーションを阻害しない消費者保護プラットフォームの構築、⑨社会的弱者のデジタル・サービス利用推進、⑩教育デジタル化計画の展開、⑪政府のデジタル・サービスへのベンチャー手法導入、⑫未来型医療計画の展開、⑬求職者向けサービス・プラットフォーム「雇用ストア」開設、⑭デジタル関連高等専門学校の設立、である。

なお、2016年11月には、外務・国際開発省（現欧州・外務省）が、①世界的にオープンで多様性に富み信頼性の高いデジタル世界の促進、②経済成長・基本的権利・自由とセキュリティにおいて共通した欧州モデルの構築、③仏や仏企業のデジタル分野における影響力・魅力・セキュリティ・商業的ポジションの強化を3原則とする「デジタル国際戦略」を発表している。

##### (2) 新規制戦略

ARCEPは2015年6月、「国家デジタル化戦略」に合わせて、今後の規制の中心を競争市場調整からデジタル化への投資振興にシフトする方針を明らかにした。

2016年1月には、①インフラ投資促進、②コネクテッド・サービスの普及、③オープン・インターネット、④プロ・イノベーションの育成を四つの柱とした 2016～2017年の規制実施計画「新規制戦略」を公開した。

2018年から2019年にかけても ARCEP は「新規制戦略」の方向性に従い、以下を優先課題として規制環境整備や事業者の投資促進を図っている。①端末の開放、②中小企業の超高速ブロードバンド接続、③5Gの試験サービス推進、④ネット中立性、⑤一般の人々が通信環境の課題について意見を寄せ合うプラットフォーム「j'alerte.arcep」の充実、⑥IoTと技術中立的周波数帯域の拡大、⑦通信網の信頼性、⑧光ファイバ網と移動体通信網のカバレッジ拡張、⑨集合知の実現、⑩移動体通信網の共有推進、⑪データ産業と通信網拡大に関するクラウド・ソーシングの活用推進、⑫電話線の光ファイバ化。

### (3) ネット中立性

政府は2011年8月の「郵便・電子通信法典」改正において、ネット中立性の原則を明示し、通信事業者に技術中立で最大多数のエンドユーザに情報・アプリケーション及び各種サービスへのアクセスを提供することを義務付けた。

2014年3月の「ARCEP 決定第 2014-0353」公布後、固定電話・インターネット接続サービスに関する事業者ごとの品質調査結果が半年ごとに発表されている。

2016年10月の「デジタル共和国法」第40条は、ARCEP をオープン・インターネットに関する政策策定・事業者管理機関と定め、ネット空間の開放原則に反する通信事業者の行為に関し、同機関は保全措置を科す権限を有するとした。

2018年に入ってから、米国のコンテンツ配信事業者が主張する「自由化」に対し、EU の掲げるオープン・インターネット原則の擁護者としての ARCEP がどう対応するかが論点となっている。特に、「端末レベルでの開放性の確立」が最大の課題で、スマートフォン等の購入時にプリインストールされている GAF A のアプリケーションにより、ユーザの多様なコンテンツへのアクセスが阻害されていることが問題視されている。

ARCEP は、今後はユーザが利用端末を必要に応じて選択・交換・カスタマイズし、端末中のデータを自由に扱える「端末の開放」がオープン・インターネットの要であるとし、政府また欧州委員会への提言とともに、データの移行ツールや端末のカスタマイズ方法の紹介等、消費者への啓発活動を実施している。

### (4) オープンデータ

2016年10月、「デジタル共和国法」発効後、各省庁の公的データの公開が進み、2019年現在、首相府の司るオープン・プラットフォーム「<https://www.data.gouv.fr>」上で、九つの行政分野に関する各種政府データの閲覧が可能になっている。

## 5 消費者保護関連政策

### (1) 個人情報保護

個人情報保護を目的とした「情報処理、情報ファイルと自由に関する 1978 年 1 月 6 日付法律第 78-17 号」に基づき、インターネット・コンテンツ・プロバイダ等には、オンラインでの個人情報の利用について、その利用目的の明確化と関係者の同意を得ることが義務付けられている。

また、国家個人情報保護機関(CNIL)は、「2012 年 3 月 30 日のデクレ第 2012-436 号」に基づき、通信事業者に対し、自社の通話やネット接続等のサービスにかかわる事項で個人情報侵害の事実があった場合、直ちにその詳細と講じた対策について通知することを義務付けている。

「デジタル共和国法」第 2 部 (II-2 の項参照) は、2016 年 4 月に欧州議会で採択された EU「データ保護規則」に準じて個人情報保護の原則を規定している。特に個人情報の自己管理権については、CNIL を監督機関と定め、同機関が違反者に科す罰金額の上限を従来の 15 万 EUR から 300 万 EUR まで引き上げた。2019 年現在、CNIL はユーザが個人情報を自己管理するための啓発活動に注力しており、以下の権利に関する周知、トラブルを避ける方法、トラブル解決方法等をサイトで紹介している。①自らに関する情報を取得する権利、②自らに関する情報の他者による利用を拒否する権利、③自らに関する誤った情報を修正する権利、④検索エンジンに名前を記載しない権利、④自らに関する情報を消去する権利、⑤データの持ち運び(自らに関する情報データを所有し再利用する権利)、⑥データの自動処理に際し人間の目による監査を要求する権利、⑦個人情報データ利用を主導する権利、⑧警察・検察機関が有する自らに関する情報ファイルにアクセスする権利、⑨金融機関が有する自らに関する情報ファイルにアクセスする権利。

### (2) 国家デジタル・セキュリティ戦略

2015 年 10 月に発表された。監督・執行機関は、首相府防衛・国家安全総局 (SGDSN) 及び同局下の国家情報システムセキュリティ庁 (ANSSI) である。従来国防・政府機関を中心としてきたセキュリティ対象を、市民生活に拡張、①国防、②デジタル・サービスの信頼性向上、③セキュリティ教育、④デジタル関連企業支援、⑤欧州内におけるサイバー空間の安定性、を主目標として、デジタル身分証明、セキュリティ教育カリキュラム、サイバー犯罪被害者救済等に関する計画が示されている。2016 年 11 月には、電子通信産業のサイバーセキュリティ対応に関する省令が発効し、通信企業は、SGDSN 下の ANSSI に対し、その有する情報システムのリストを提出、年ごとに更新報告を行う義務が課せられた。また、セキュリティ・システムに何らかのトラブルが生じた際は、その度 ANSSI に報告することとされている。2018 年 7 月の「郵便・電子通信法」改正では、これに加えて、通信事業者はシステム防御のため ANSSI の指示する技術的措置をとること、関連データを 6 か月までの期間で保存すること、ANSSI の要求に従い

加入者にセキュリティ危機についての通知を行うこと等の規定がなされた。2019年の ANSSI の主活動は、官民協力によるデジタル・セキュリティ体制の確立であり、関連データのオープン・ソース化、「サイバーセキュリティ・キャンパス」の設置等のプロジェクトを支援している。

### (3) デジタル・プラットフォームの透明性の確保

2017年10月、経済・財務省は、「デジタル共和国法」の主旨に従い、検索エンジンや SNS 等のデジタル・プラットフォームの透明性向上と消費者への信頼性向上に関するデクレが発効したと発表した。このデクレは、関連事業者に対し、消費者がこれらのプラットフォームを利用するに当たって、料金・サービス基準や解約の権利、係争処理の方法等を明確にするように求めるもので、月に500万以上のビジターを持つプラットフォームは、2018年末までにこのデクレの内容をサービスに適用することとされている。

## IV 関連技術の動向

### 基準認証制度

電子通信端末機器の型式認定は、EU が 1999 年に発出した「R&TTE 指令（1999/5/EC）」に準拠した「2001年7月25日の布告第2001-670号」及び「2003年10月8日のデクレ第2003-961号」によって国内法制化されたが、2014年5月に R&TTE 指令に代わる新たな無線機器指令（Radio Equipment Directive : RE Directive (2014/53/EU)）が EU において公示されたため、「無線設備の市場投入に関する 2016年4月21日の命令第2016-493号 (Ordonnance n° 2016-493 du 21 avril 2016 relative à la mise sur le marché d'équipements radioélectriques)」により、これを国内法制化した。

なお、電子通信端末機器の適合性検査手続を実施し、適合検査証を発行する組織は ARCEP が指名している。当該の組織の指定条件、検査対象となる機器の技術的条件、検査証発行の条件等は、国務院の議を経るデクレで定める。

## V 事業の現状

### 1 市場の概要

ARCEP は、2019年5月、2018年の電気通信事業市場動向を発表した。通信事業者の総売上高（小売）は前年比0.1%減の356億1,700万 EUR である。固定部門は継続的な減少が続いているが、移動部門は2017年からのポストペイド契約割合の増加やデータ通信量の増大が継続、2018年には1.8%の増収となった。

通信事業者の投資額は、固定・移動双方の超高速ブロードバンド網への投資が継続的に増加しており、前年比2億 EUR 増の約98億 EUR（周波数利用を除く）で、超高速ブロードバンド回線設置に関するものが前年から4億 EUR 増加し、4

割以上を占めている。

通信事業者全体の従業員数（直接雇用）は前年比 3,600 名減の 10 万 9,000 名で、減少傾向が続いている。

## 2 固定電話

2019 年 6 月末現在、固定電話全体の加入数は約 3,804 万 4,000、うち PSTN 回線によるものは前年同期比 11.5%減の約 851 万 2,000 であった。IP 電話は 3.6%増の約 2,953 万で、電話全体の 77%に達している。固定電話サービスを提供可能な回線数は約 3,660 万で、うち 2,860 万を銅線が占めている。音声電話のトラヒックは 2012 年から減少に向かっており、2019 年 4～6 月には前年同期から PSTN 回線によるもので約 12%、IP 電話では 20%の減少であった。

## 3 移動体通信

2019 年 6 月現在、移動電話サービスの加入者総数は前年同期比 1.3%増の 7,596 万 4,000（M2M 対応 SIM カードを除く）で、加入率は 111.3%となった。うちポストペイド契約は 6,719 万 6,000、ポストペイドで最低契約期間のないプランへの加入については、4,586 万 7,000 でポストペイド全体の 70%となった。M2M 対応 SIM カード数は前年同期比 21.0%増で 1,990 万 1,000 となった。

海外県・領土を除く事業者の種別では、ネットワーク事業者 4 社（オランジュ、SFR、ブイグ・テレコム及びフリー・モバイル）の個人契約合計加入数は 6,523 万 8,000 で、前年同期比 1.2%増であった。MVNO 加入者の合計数は 811 万 2,000、前年同期比 2.9%増で、市場シェアは 11.1%である。

LTE サービスは、オランジュと SFR が 2012 年 11 月に 2.6GHz 帯と 800MHz 帯で商用サービスを開始した。ブイグ・テレコムについては、2013 年 10 月に 2G サービスの再利用の 1800MHz 帯でサービスを開始した。フリー・モバイルの LTE サービス開始は 2.6GHz 帯で 2013 年末、2014 年 12 月には非人口稠密地域へのサービス向けに 1800MHz 帯の一部の周波数を割り当てられており、この帯域で 2015 年 1 月から地方都市を中心にサービスを開始している。LTE-Advanced サービスについては、2014 年 6 月にブイグ・テレコム及びオランジュ、同 10 月に SFR が開始、パリを中心に国内の数都市で最大通信速度 300Mbps のサービス利用が可能になっている。2019 年 6 月現在、国内の LTE サービスの人口カバレッジは 98%を超え、対応 SIM カード数は前年同期比 14.2%増の 5,100 万、全体に占める割合は 67%になった。LTE サービスの普及に伴いデータ使用量は増加し続けており、2019 年 4～6 月は前年同期比 40%増を記録した

また、固定ブロードバンド接続とのバンドル利用が移動電話加入の 31%を占めている。端末利用では 2010 年からスマートフォンが急増、2019 年 9 月の NewZoo 社のランキングでは、スマートフォン普及率は 77.5%であった。

## 移動体通信事業者 (2019年6月末現在)

事業者	事業開始年	システム	市場シェア
オランジュ	1992年6月	GSM900/1800、 W-CDMA、LTE	28.6%
SFR	1993年4月	GSM900/1800、 W-CDMA、LTE	20.3%
ブイグ・テレコム	1996年5月	GSM900/1800、 W-CDMA、LTE	22.5%
フリー・モバイル	2012年1月	W-CDMA、LTE	17.5%
MVNO 合計		11.1%	

出所：各社ウェブサイト及び ARCEP「SERVICES MOBILES 2E TRIMESTRE 2019」

#### 4 インターネット

##### (1) 概要

2019年6月末現在、国内の固定ブロードバンド・サービス加入者は前年同期比2.3%増の約2,937万6,000である。うち約1,875万3,000がADSL利用であるが、超高速ブロードバンドの伸長に伴い、接続別シェアは約63.8%と減少傾向にある。超高速ブロードバンド加入数は全体の34.3%の1,006万2,000（FTTHが約581万、残りは同軸ケーブル又はvDSL）、（幹線が光化されていない）ケーブル、衛星等のサービス加入数は56万2,000である。

ブロードバンド市場では、総合通信事業者4社でシェアの95%以上を占めており、この傾向は数年間変化がない。モバイル・ブロードバンドは、スマートフォンの普及とともに利用が増大しており、2018年12月現在、加入率は88.5%で、欧州では17位、OECD諸国中では24位である。

##### (2) FTTx

主要4事業者はいずれもFTTHの商用サービスを提供しており、インターネット接続の最高速度は2Gbpsに達している。2019年6月現在、主要都市及びその近県では80%、その他の人口密度の比較的高い地域では50~80%程度が接続可能地域になっている。FTTH回線数は1,560万、うちオランジュが1,150万、SFRが100万程度である。

2015年3月のオランジュの戦略計画では、2018年までに150億EURを投じ、固定・移動双方の通信速度を現在の3倍にすることが目指されている。固定部門では、国内の光ファイバ接続世帯を2018年には1,200万、2022年には2,000万にするという。同社は2016年3月、2018年の目標値実現のため、今後3年は年ごとに30億EURをFTTx網構築に投資すると発表した。同6月には、人口密度の低い地域で2019年までに250万世帯を光ファイバに接続するという目標を追

加している。

他の事業者については、SFR が 2017 年 7 月、国の助成に頼らずに 2022 年に国土の 80%、2025 年には 100%を同社の光ファイバ網でカバーする計画を明らかにしたほか、フリーがルーラル地域を中心に 2018 年までに 900 万、2022 年までに 2,000 万世帯を接続可能にするという目標を掲げ、2019 年 6 月末の接続可能世帯は 1,150 万としている。

### (3) IPTV

オランジュ、フリー、SFR がトリプルプレイ・サービス・パッケージに IPTV サービスを組み込んで提供している。2019 年 6 月現在、IPTV 視聴可能な契約の加入者は、約 2,100 万で、ブロードバンド加入者の約 71.3%である。接続種別では、ADSL が 1,330 万、FTTH、衛星及びケーブルが 770 万で、FTTH の割合が増加に向かっている。2018 年 12 月現在、IPTV のみでテレビを視聴している世帯はテレビ視聴世帯全体の 33.7%、地上デジタルや衛星と併用している世帯は約 26%であった。

どの事業者も地上デジタルテレビ放送の無料チャンネルを含む 160 チャンネル以上の番組パッケージを提供、ビデオ・オン・デマンド (VOD) の利用も可能である。有料チャンネルは別料金の専門チャンネル・パッケージで提供されている。また、端末を問わずアプリケーション利用により視聴できる AppliTV サービスは 4 事業者とも提供しており、ブイグ・テレコムプランでは 170 チャンネルが視聴できる。

また、2018 年 12 月現在で、スマートテレビの普及率はテレビ視聴世帯全体の約 33%であるが、79%の世帯がネット接続可能なテレビ受像機を所有、77.2%が実際に接続を行っている。また、AppleTV 等、プラットフォームが提供するテレビ視聴向けセットトップボックスを利用している世帯も 18%に上っている。

## 5 企業向けソリューション提供サービス

通信各社は近年の ICT 市場における AI/IoT 技術開発の活発化に伴い、企業向けの各種ソリューション提供サービスの充実に努めている。例えばオランジュの企業サービス部門であるオランジュ・ビジネス・サービスは、従来からのクラウド・コンピューティングやコネクテッド・オブジェクト・データ管理のほか、AI 技術を用いたインテリジェント・データ分析やビジネスマンのための顧客対応ツール等の提供に注力している。

## VI 運営体等

### 1 オランジュ

Orange S.A.

Tel.	+ 33 1 44 44 93 93
URL	<a href="https://www.orange.com/">https://www.orange.com/</a>
所在地	78-80 rue Olivier de Serres, 75015, FRANCE
幹 部	Stéphane Richard (社長／General Director)

#### 概要

フランス・テレコム（FT、当時）は 1991 年に当時の郵便・電気通信省から分離され国営企業として発足、1996 年に株式会社となり、2004 年 9 月に民営化した。2017 年 12 月現在の株主構成は、機関投資家が 64.4%を占め、政府は 22.59%、従業員は 5.39%等となっている。

FT は 2005 年から積極的な国外進出を試み、移動体通信事業を中心に進出国を 30 数か国に増やすとともに、国内固定電話以外のサービス・ブランドを「オレンジ（仏語読みでオランジュ）」に統一した。更に企業イメージを統合する取組みとして、2013 年 5 月の株主総会における決議採択を受け、2013 年 7 月 1 日に社名をフランス・テレコムからオランジュに変更した。

2010 年 3 月に就任した Richard 社長は、同 7 月、2015 年を目途とした事業計画「Conquest 2015」で、途上国市場への積極的進出を図り、新興国での加入者を 5 年のうちに 2 倍、世界全体の加入者は約 1.5 倍の 3 億を目指すとした。

2015 年 3 月には、2010 年からの戦略計画「Conquest 2015」に代わる新たな 5 年計画「Essentiels 2020」を発表、2018 年に 2014 年を上回る売上高と EBITDA を挙げることに、株主に占める従業員の割合を 10%まで引き上げるという財務目標のほか、国内外での高速通信網整備を主要投資対象とし、進出国の大部分で 2018 年までに LTE サービスを開始するとともに、欧州全域で LTE の人口カバーレッジを 95%以上とし、5G 導入を準備するとした。

2017 年 10 月にサイト上で発表したサービス面の主目標は以下のとおりである。

- ・国を問わずどのプランでもよりパフォーマンスが高く、エコロジーを考慮した接続サービスを提供
- ・店舗販売様式や顧客との交渉をデジタル化しながらも個々の状況に見合ったサービス計画の提示
- ・社内環境のデジタル化に適応し積極的にプロジェクト運用にかかわる人材の開発
- ・法人顧客に対し最新テクノロジーの導入とそれに見合った勤務形態を提示
- ・モバイル・バンキングやコネクテッド・オブジェクトを中心に将来性を見込めるデジタル市場を開拓

オランジュはまた、サービス開発のパートナー候補の増加を視野に入れて、既存の二つのベンチャー支援プログラム「Corporate Ventures」及び「Orange Fab」

を通じ、2020年までに500社への起業支援を実施するとしている。

2019年6月現在、同社は27か国で移動体通信を中心に事業を展開している。また、オランジュ・ビジネス・サービスは世界220か国に営業拠点を置き、法人サービスを提供している。

2018年のグループの連結売上高は、前年比1.3%増の約413億8,100万EUR、営業利益は前年比2.7%増の約130億50万EUR、純利益は前年比5.8%増の21億5,800万EURであった。

2019年6月には、進出国全体での移動電話加入は2億906万、固定ブロードバンド加入は2,040万、欧州での固定・移動融合サービスの加入者は約1,060万となった。

世界各地における関連会社の所在 (2019年6月現在)

地域	国
欧州	フランス、スペイン（ADSL含む）、ポーランド（固定電話・ADSL含む）、スロバキア、ルーマニア、モルドバ、ベルギー、ルクセンブルク
中近東	ヨルダン（ADSL含む）
アフリカ	ボツワナ、カメルーン、コートジボワール、セネガル（ADSL含む）、マダガスカル、マリ、ギニア・ビサウ、ギニア共和国、中央アフリカ共和国、ニジェール、チュニジア、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、モーリシャス、ブルキナファソ、シエラレオネ、リベリア

出所：<https://www.orange.com/>

2018年から2019年前半にはLTE加入が顕著に伸び、2019年6月現在、進出国全体で加入件数は6,200万、うち2,000万は中東・アフリカが占めている。欧州での光ファイバ網敷設も継続的に進められ、加入件数は各国合計で700万となった。

法人サービスでは2018年から国外の先端技術開発企業との提携により、データ関連ソリューション事業の国際展開に注力している。2019年前半には特にサイバーセキュリティ分野の強化を図り、SecureLink社を買収、欧州を中心に3,700社にサービスを提供している。

仏国内では、2019年6月現在、通信すべての分野で第1位の地位を保ち、各種サービスの加入者は以下のとおりである。

- ・移動電話：2,169万4,000（うち約947万がバンドル・サービスプラン利用）
- ・固定ブロードバンド接続：1,154万3,000

・ FTTH : 290 万

2012 年から、仏国内では移動電話サービスプランの料金引下競争が激化したことや、商品の主流が最低契約期間なしの低額プランに移っていること等の理由で、売上高は減少傾向を続けていたが、2017 年にはデータ・サービスの充実等からようやく上昇に転じ、2018 年も国内事業の売上高は前年比 0.9% 増の約 182 億 1,100 万 EUR となった。

## 2 SFR

Tel.	+ 33 1 70 01 70 01
URL	<a href="https://www.sfr.fr/">https://www.sfr.fr/</a>
幹 部	Alain Weilli (社長 / Director General)

### 概要

欧州屈指のメディア複合グループであるビベンディ (Vivendi) が、傘下の総合通信事業者 SFR の全株式を、2014 年 6 月にオランダの多国籍ケーブル事業者 Altice グループに売却した。従来は固定・移動共に国内市場第 2 の地位を保っていたが、2018 年に固定ではフリー、移動体ではブイグ・テレコムにその地位を奪われた。2018 年の総売上高は前年比 6% 減の 101 億 8,740 万 EUR であった。

2018 年 6 月現在、主要サービスの加入件数は以下のとおりである。

- ・ 移動電話 : 約 1,544 万 4,000
- ・ 固定ブロードバンド接続 : 627 万
- ・ FTTH : 270 万 1,000

## 3 イリヤッド・グループ

Tel.	+ 33 1 78 56 95 90
URL	<a href="http://www.iliad.fr/">http://www.iliad.fr/</a>
幹 部	Thomas Reinaud (社長 / Director-General)

### 概要

1991 年に設立された複数の通信関連事業者グループである。業績の 9 割以上を ISP のフリー及び移動体通信のフリー・モバイルのフリー・ブランドが上げている。同社のサービスは低価格が特徴とされ、固定部門では、2004 年に時間無制限の IP 電話、100 チャンネル以上の IPTV 及び高速の ADSL 接続を国内で初めて月額 30EUR 以下で提供した。2019 年 6 月現在の固定ブロードバンド加入件数は 639 万 6,000、うち FTTH は 130 万 5,000 である。

2012 年 1 月にはフリー・モバイルのブランド名で移動体通信市場に参入し、単純な商品構成と徹底した低価格を集客戦略としている。提供されているプランは、国内外の 65 地域への通話、SMS/MMS、インターネット接続がすべて時間無制限の契約が月額 19.99EUR で、月ごとのデータ利用の上限が 100GB のものが中心

である。また、低所得者向けに月額料金が 2EUR のプランも提供されている。どのプランも最低契約期間の設定はなく、各種手続はネットで行われる。2019 年 6 月現在、移動電話加入者総数は 1,331 万 4,000 で、前年比約 30 万の減少である。

2018 年のグループの国内総売上高は前年比 1.9% 減の 47 億 6,800 万 EUR、純利益は前年比 18.5% 増の約 3 億 3,000 万 EUR で、初めて減少を記録したが、2019 年に入ってから、FTTH と LTE の加入が伸び、業績は上向きに転じたという。主要株主は創立者の Niel 氏で、株式全体の約 53% を所有している。国外の子会社にはスイスの Salt Mobile がある。また 2018 年にはイタリアに進出、2019 年 6 月には約 400 万の加入者を得ている。

#### 4 その他の主な事業者

事業分野	事業者	URL
移動体通信	ブイグ・テレコム	<a href="https://www.bouyguestelecom.fr/">https://www.bouyguestelecom.fr/</a>

## 放 送

### I 監督機関等

#### 1 文化省

Ministry of Culture

Tel.	+33 1 40 15 80 00
URL	<a href="https://www.culture.gouv.fr/">https://www.culture.gouv.fr/</a>
所在地	182, rue Saint-Honore, 75001 Paris, FRANCE
幹 部	Franck Riester (大臣 / Minister)

所掌事務

2017 年 5 月のマクロン大統領就任とともに名称を「文化・コミュニケーション省」より変更したが、主な所掌に変化はなく、省内のメディア・文化産業総局が放送を含むメディア全般の政策立案と実施、規則・基準の制定を司る。公共放送については、事業者に対する運営規則の制定、一部の経営委員の任命、年次予算の策定等を行っている。

#### 2 視聴覚高等評議会 (CSA)

Conseil supérieur de l'audiovisuel

Tel.	+33 1 40 58 38 00
------	-------------------

URL	<a href="https://www.csa.fr/">https://www.csa.fr/</a>
所在地	Tour Mirabeau, 39-43, quai Andre-Citroen 75739 Paris cedex 15, FRANCE
幹部	Roch-Olivier Maistre (議長／President)

#### 所掌事務

放送分野の独立規制機関で、1989年1月、「コミュニケーションの自由に関する1986年法を改正する1989年1月17日の法律第89-25号」に基づき、視聴覚通信の自由の保障を目的として設置された。2017年1月の「独立行政機関及び独立公的機関の一般的位置付けに関する2017年1月20日の法律第2017-55号」により、同機関は国の一般会計から年ごとの予算を割り当てられる独立規制機関としての位置を確立した。2018年の予算額は約3,900万EUR、職員数は299名であった。委員会は、大統領が任命する議長のほか、国民議会議長、元老議員が任命する各3名の委員の合計7名から構成される。また、両院の議長による任命の手続については、野党の意向も反映した選任を企図し、それぞれの文化委員会の委員の5分の3以上の賛成による意見に基づいて行われると規定されている。

具体的な所掌内容は以下のとおりである。

- ・放送事業者（衛星放送、ケーブルテレビ、IPTV等を含む）に対する許可の付与及び番組規制
- ・公共放送の長及び一部の経営幹部の任命
- ・放送事業者への周波数割当
- ・政府の放送関連法案に対する諮問
- ・番組受信に関する問題への対処
- ・公共放送事業者が制作する選挙キャンペーン番組に関する規則の策定
- ・放送事業者の法・規則の順守に関する監督（違反者への処罰を含む）
- ・未成年等社会的弱者の保護

## II 法令

コミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号(1986年視聴覚法)

放送分野の基本法令で、数年ごとに大規模な改正を受けている。特に2004年以降の改正については、地上デジタル放送の開始を考慮した電波資源の割当ての枠組みが示されており、2007年3月の改正で、HDTV及び個人モバイルテレビに対する許可の条件が規定された。また、地上アナログテレビ放送の停波期日が定められた。2009年3月の「視聴覚通信及び新公共放送サービスに関する法」による改正では、公共放送事業者フランス・テレビジョン（France Télévision）の

組織改革と段階的な広告放送の廃止、オン・デマンド・サービスに対する地上テレビ放送と同様の番組規制等が定められた。

フランス・テレビジョンの組織改革については、公共放送会社の独立性を向上させるべく、「公共放送の独立に関する法律第 2013-1028 号」が 2013 年 11 月に公布されている。同法により、CSA 委員の人数及び選任方法が改正されたほか、公共放送会社であるフランス・テレビジョン、ラジオ・フランス及び国際放送を担当する会社の会長の選任について、CSA がその多数決により行う方式に復された。これに基づき、2014 年 2 月には、ラジオ・フランスの新会長に Mathieu Gallet 氏が任命されている（任期は同年 5 月から 5 年間）。また、放送周波数割当や地上デジタル放送の有料から無料への転換の決定権等、CSA の独立規制機関としての権限が大幅に拡張されている。

フランス・テレビジョンにおける段階的な広告放送の廃止については、サルコジ政権（当時）において、「視聴覚通信及び新公共放送サービスに関する法」により、2009 年 1 月から公共放送の広告放送を午後 8 時以降翌朝 6 時まで廃止し、アナログ放送が終了する 2011 年末には全廃するとされた。しかし、厳しい財政状況から、数回の先延ばしの後、オランダ政権交代後の「公共放送の独立に関する法律第 2013-1028 号」においては、広告放送の全廃にかかわる規定が削除された。

2015 年 10 月の改正では、デジタル・サービスの発展に伴う周波数再編に際しての地上デジタル放送サービスの保証に関する各種規定が付け加えられた。2016 年 11 月、2017 年 1 月及び 2 月、2018 年 12 月の改正では、番組における品位や多様性の順守が放送事業者に義務付けられ、CSA が違反者の処罰を含みその監督に当たることが明記された。

### Ⅲ 政策動向

#### 1 免許制度

##### (1) 概要

放送事業の開始に当たっては、国务院の議を経るデクレが定める条件に従い、各事業者に CSA との協約によりサービス許可が付与される。

電波資源の利用許可を必要とする放送事業に関する許可の付与は、CSA が公表する利用可能な周波数のリストに基づき、公募により実施される。地上テレビ・ラジオのサービスについては、許可の期間はデジタル放送で 10 年、アナログ放送で 5 年を超えないものとされる。

ケーブル、IPTV 等、周波数を利用しない通信網を用いて配信される番組の編集事業者については、100 世帯以上を対象とするサービス配信者は、CSA に事前の届出を実施し、サービス条件に関する協約を結ぶこととする。ただし、人口

1,000 万以上の地域が対象のサービスでは、地上ラジオ・テレビ番組の再送信が受信効果を持たない場合はサービスを実施することができない。なお、これらの事業者は、公共放送の番組を無料で配信する義務を有する。

#### (2) 1 事業者による許可件数の上限

放送分野ごとのサービス許可件数の上限は以下のとおり。

- ・全国放送の地上テレビについては、複数の許可の取得は不可。ただし、地上デジタルテレビについては、番組編集がそれぞれ別個の会社によって行われることを条件として 7 件までの許可の取得ができる。
- ・地域放送の地上テレビについては、視聴者の合計数が 1,200 万を超える場合、他の地域を対象とした許可の取得はできない。また、周波数割当の対象地域において複数の許可の取得はできない。
- ・地域放送のラジオについては、潜在的な視聴者数がシェアの 10% 以上を占める場合、新たな許可の取得はできない。
- ・衛星アナログ放送については、ラジオ・テレビとも複数の許可の取得はできない。
- ・個人モバイルテレビについては、その許可数の上限が潜在的視聴率の 20% を超える場合、複数の許可の取得はできない。

#### (3) メディア所有規制

人口が一定の数(テレビで 400 万、ラジオで 3,000 万)に達する地域において、市場シェア 20% 以上を有する日刊新聞社は、全国向けアナログ方式のラジオ及びテレビ放送事業を同時に行うことを許可されない。地域放送においては、当該の地域で発行される日刊新聞社は、ラジオ及びテレビ放送を同時に許可されない。

#### (4) 資本所有規制

地上又は衛星テレビ放送の資本所有規制の概要は以下のとおりである。

- ・地上テレビ放送において、全体の視聴率の 2.5% を超える事業者に対する資本又は議決権所有の上限は 49% である。
- ・衛星放送事業者の資本又は議決権の 3 分の 1 以上を所有する者は、同じ許可を有する事業者の資本又は議決権の 3 分の 1 以上を所有することはできない。また、二つのアナログ方式の衛星テレビ放送事業者の資本又は議決権の 5% 以上を所有する者は、同じ許可を有する事業者の資本又は議決権の 5% 以上を所有することはできない。

#### (5) 外資規制

「コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号」第 40 条により、政府が署名した国際公約を除き、外国籍の個人又は法人が、国内の地上放送事業者の資本あるいは議決権の 20% 以上を直接にも間接にも所有することはできない。

## 2 コンテンツ規制

### (1) 番組規制

#### ① 音楽番組

商業放送事業者の番組内容については、個々の事業者と CSA との協約に基づき個別に規制を定める。ラジオにおいては、聴取率の高い時間帯に放送する音楽番組中の少なくとも 40% がフランス語の歌曲であり、更にその半数は新人の作品あるいは新作でなければならない。事業者の性質により、以下が義務付けられる。

・音楽放送を専門とする事業者：題名がフランス語の曲の割合を 60% とし、新作の割合を平均 1 時間に 1 曲、全体の 10% までとする。

・若手の作品の放送を目的とする事業者：題名がフランス語の曲の割合を 35% とし、うち 25% を新人の作品とする。

#### ② 映画・テレビ番組

プライムタイムの番組編成において映画あるいはテレビ番組が占める割合は、少なくともその 60% が欧州域内で制作されたもの、40% はオリジナル版がフランス語で制作されたものでなければならない。

#### ③ 地方向け番組

スクランブルを実施しない全国向けテレビ放送事業者が放送する自社制作の地方向け番組は、特に CSA が例外を認めない限り、1 日 3 時間を限度とする。

#### ④ 社会的弱者保護

未成年者の身体的、精神的及び道徳的成長を阻害する可能性のある番組について、CSA は個々の事業者との協約に基づき、放送時間の制限や視覚的表示による警告がなされているかについて監督し、催告を与えることができる。また、番組が人種、性別、宗教等についての差別的内容を含まないよう留意するものとされている。催告等の措置は番組放送後に実施するものとされる。事業者が催告に従わなかった場合、放送停止や協約期間の短縮等の措置が可能である。この規定はオン・デマンド方式の番組再送信サービスにも適用される。

また、全国で年間平均 2.5% 以上の人口が視聴する地上デジタルテレビのチャンネルについては、視聴者の多い時間の番組放送に当たっては、視覚障がい者向けの対応が義務付けられている。

### (2) 広告規制

テレビ放送における広告は、原則として使用言語をフランス語に限り、放送時間を地上・衛星放送で 9 分、ケーブル等では 12 分以内とする。アルコール、たばこ、宝くじの広告、サブリミナル広告は禁じられる。また、12 歳以下の子どもを対象とした番組では、原則として視聴者の心身の成長に寄与する意味がないと思われる広告の放送は許可されない。

政府は、2004 年から、衛星あるいはケーブルで放送されるテレビ番組として提

供される場合に限り文学作品の広告を許容したが、映画の広告は禁じている。また、流通業者は、特定商品の在庫放出等の販売時期や価格を広告に載せてはならないとされている。

### 3 公共放送関連政策

#### (1) 公共放送事業者のガバナンス

「コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号」第 47 条により、国が公共放送事業者フランス・テレビジョン及びラジオ・フランスの全資本を所有する。同法第 47-1 条により、フランス・テレビジョンの経営委員会は、会長のほか、任期を 5 年間とする 14 名の委員で構成され、そのうち 2 名は国民議会及び元老院において文化事項を所管する委員会によって指名される議員、5 名は国の代表、5 名は CSA によって任命される独立人、2 名は職員代表を充てることとされている。同法第 47-2 条により、ラジオ・フランスの経営委員会は、任期を 5 年とする 12 名の委員で構成され、そのうち 2 名は国民議会及び元老院において文化事項を所管する委員会によって指名される議員、4 名は国の代表、4 名は CSA によって任命される独立人、2 名は職員代表を充てることとされている。

それぞれの会長は、2009 年 3 月の「視聴覚通信及び新公共放送サービスに関する法」により、大統領のデクレにより任命されるとされてきたが、2013 年 11 月の「視聴覚通信及び新公共放送サービスに関する法」により、CSA の多数決により任命される方式に復された（同第 47-4 条）。

国際放送については、国が全資本を所有するフランス・メディア・モンド（France Médias Monde : 2013 年 6 月にフランス国際放送（Audiovisuel Extérieur de France）から改称）が国際ラジオ放送 RFI 及び国際テレビ放送を運営している。

このほか、ARTE フランスが、ARTE ドイツ及び ARTE GEIE と共に、ARTE グループを構成し、文化・教養専門のテレビ・チャンネル ARTE を運営している。ARTE フランスの運営は、「コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号」により規定され、公共視聴覚負担金の収入が充当されている。

公共放送機関には、3～5 年間の事業計画である「目標手段契約」を政府に提出し、年ごとに実現報告を行う義務が課せられている。フランス・テレビジョンについては、2016 年 7 月に、フィクション制作への年間 4 億 2,000 万 EUR 以上の投資、ビデオ配信プラットフォームの形成、ニュース専門チャンネルの放送開始の 3 点を中心課題とする 2016～2020 年の計画を提出し、以下の実現のために 2020 年までに合計 6,300 万 EUR の助成金増額を要求している。

2018 年 6 月には、文化省が新たな公共放送改革案を提示、フランス・テレビジ

ンに対し、視聴率の低い 2 チャンネル (F4 及び F6) を廃止、また同社の F3 及びラジオ・フランスの France Blue のローカル放送枠を 2 時間から 6 時間に増やすことを提案した。

#### (2) 受信料制度

公共視聴覚負担金 (受信料) は、テレビ受像機あるいはテレビ番組を受信できる類似の機器の保有者に課される税として、住民税課税対象世帯に対し、住民税と共に徴収され、物価上昇率に応じて年ごとに決定される。当該負担金は、各年の「予算法律」の一部として、国会の承認を経て決定され、フランス・テレビジョン、ARTE フランス、ラジオ・フランス、フランス・メディア・モンド、TV5 モンド (TV5 Monde) 及びフランス国立視聴覚研究所 (INA) の運営に充当される。

2019 年 9 月の文化省予算案に示された 2020 年の公共放送予算の総額は 38 億 6,000 万 EUR で、2019 年比で 1.8% 減である。うち 24 億 3,080 万 EUR がフランス・テレビジョンに割り当てられた。同省は公共放送機関に経営合理化の推進により 2020 年に各社合計で 5,000 万 EUR 程度の経費削減を要求している。この方針を反映し、2020 年の各世帯の受信料負担額予定は 138EUR で、2019 年から 1EUR の減額である。

#### (3) コンテンツ改革

政府は 2022 年を目途に公共放送の番組構成をより時宜に応じたものとする改革を意図しており、多様化、デジタル化、若年層への対応、フランス文化の国外への発信力強化等をその鍵としている。特にデジタルメディアでのコンテンツ提供については、Netflix や YouTube 等のオンライン・プラットフォームに対する競争力強化を意識して 2022 年までに総額 1 億 5,000 万 EUR の助成を行うとしている。

### 4 地上デジタル放送

国内の地上デジタルテレビ放送 (DTT) は、2005 年 3 月に開始、2011 年 11 月末には全土で完全停波が実現した。2015 年 10 月には、地上デジタルの全国放送事業者に、人口カバレッジ 90% 以上の維持が義務付けられている。難視聴地域では、国際的な周波数調整の関連でカバーが難しいとされる東部の国境地域を中心に、アストラ (Astra) 衛星による無料放送の配信が実施されている。

DTT におけるマルチプレックスの運用については数を指定された事業者が共同でマルチプレックス事業者を指定、当該の事業者に対して周波数が割り当てられることとされている。放送送信については、マルチプレックス事業者と送信事業者との契約に基づいて実施される。

CSA は 2016 年 4 月に DTT チャンネルの画像圧縮方式を MPEG4 に移行、マルチプレックス枠を 8 から 6 に再編、R5 及び R8 を電話サービスに開放した。これに伴い、全国放送事業者の放送が HDTV に移行した。

ローカル放送では、2018年6月現在、42事業者が許可を得ている。2019年5月には、7地域でローカル事業者の公募が開始された。

地上デジタルラジオについては、2012年4月、CSAは首都、マルセイユ、ニースでの公募を再開、同10月には事業者の選出を実施、2014年6月にサービスが開始されている。2015年12月、CSAは2023年までに17回の公募によって全国にサービスを普及させる計画を発表した。2016年から地方都市をサービス地域とした公募が計画に従って実施されているほか、2018年7月には、DAB+方式での全国放送事業者の公募が開始された。2018年12月現在、DAB+の人口カバレッジは21.3%、許可を得た事業者数はローカル・サービス事業者を中心に171である。

## IV 事業の現状

### 1 ラジオ

2018年12月現在、国内人口の78.5%が日常的にラジオを聴取している。公共放送ラジオ・フランスは、総合編成のFrance Inter、ニュース専門のFrance Info、文化専門のFrance Culture、クラシック及びジャズ音楽のFrance Musique、音楽総合のFIP、若年層向け音楽のLe Mouvementの6系統のほか、44の地方局を結ぶFrance Bleuネットワークを全国で展開しており、2016年の聴取者数は約1,450万であった。

商業放送はFMでの周波数利用許可の取得が必要とされ、許可を取得した局は1,000を超えている。CSAにより商業ラジオ放送は以下に分類されている。

- ①同好者の協会によるサービス
- ②独立系ローカル・サービス
- ③全国向けプログラムを放送するローカル・サービス
- ④全国ネットでの専門サービス
- ⑤全国ネットでの総合サービス

大手民間ラジオ事業者はほとんど⑤の分類で周波数割当を受けており、聴取者が多い局には、NRJ、RTL等がある。また、主要ラジオ局はほとんどがポッドキャスト・サービスを提供している。

地上デジタルラジオについては、2018年12月現在、許可を得た事業者数（うち放送を実施している事業者数）は、①83（69）、②52（41）、③1（1）、④31（31）、⑤1（1）で、このほか公共放送ラジオ・フランスが3系統でサービスを行っている。

### 2 テレビ

2018年12月現在、仏世帯の93.4%が、テレビ受像機を所有している。地上デジタル放送を視聴している世帯は、このうちの約53%、地上デジタルのみがテレ

ビ視聴手段である世帯は 23.4%である。全国をカバーする無料放送チャンネル数は 27（民間 18、公共 9）、有料放送チャンネル数は 5 である。

ローカル放送については、2007 年 9 月から開始され、2018 年 6 月現在、仏本土では 42 の無料チャンネルが放送を実施している。

これらのチャンネルには R1～R4、R6、R7 のマルチプレックスが割り当てられており、R1 は主に公共放送、R3 は主に有料放送、その他は無料の商業放送中心に用いられている。

マルチプレックスの構成 (2019 年 10 月現在)

R1	France2 <sup>*</sup> 、France3 <sup>*</sup> 、France4 <sup>*</sup> 、Franceô <sup>*</sup> 、Franceinfo <sup>*</sup> 、La Chaîne Parlementaire <sup>*</sup> 、ローカル放送
R2	C8、BFM TV、CStar、CNews、Gulli
R3	Canal+ Cinéma <sup>*</sup> 、Canal+ Sport <sup>**</sup> 、Planète <sup>**</sup> 、Canal+ <sup>**</sup> 、LCI、Paris Première <sup>**</sup>
R4	M6、W9、France5 <sup>*</sup> 、6ter、ARTE <sup>*</sup>
R6	TF1、LCP、TMC、NRJ12、TFX
R7	TF1 Série Film、Chérie25、L'Equipe、23、RMC

\*公共放送 \*\*有料放送

出所：

<https://www.csa.fr/Informer/PAF-le-paysage-audiovisuel-francais/Les-chaines-de-la-TNT>

商業放送では、多事業のコングロマリットであるブイグ・グループに属する TF1 とメディア・コングロマリット、ビベンディ・グループのカナル・プリュス（Canal+）、M6（Metropole Television）の勢力が強く、上記の表中で、TF1 は四つ、カナル・プリュスは六つ（無料 3、有料 3）、M6 は三つの系列チャンネルを有している。

2000 年代後半にはフランス・テレビジョンを中心に大手事業者がキャッチアップ・サービスを開始、VoD サービスの一環として、1 週間～1 か月の範囲で見逃した番組のネット上でのストリーミング視聴を可能にしている。

### 3 衛星放送

衛星放送のみを視聴している世帯は、2018 年 12 月にテレビ視聴世帯全体の 10.1%、地上波や IPTV と併用している世帯は約 13%である。主要事業者はカナル・プリュスのみで、同社はアストラ衛星を用いて基本チャンネル配信＋映画 VOD サービスのほか、四つの専門チャンネル・パッケージをオプションで提供している。2007 年 6 月から、同社は DTT チャンネルの衛星による配信にプラットフォームを提供、TNTSat の名称で無料放送を実施しており、2016 年 4 月にはサー

ビスを HDTV に全面移行した。

国外向けには、フランス・メディア・モンド傘下の France24 が英語、フランス語、アラビア語の 24 時間放送を実施している。また、フランス語圏を中心に TV5 モンド（フランス・テレビジョンやフランス・メディア・モンドのほか、スイスの SSR やベルギーの RTBF 等が出資）が国内チャンネルの再送信等を実施している。

#### 4 ケーブルテレビ

全国でサービスを実施している大手事業者は SFR のみであるが、同社のテレビサービスプランは、技術中立で高速ブロードバンドのトリプルプレイとして提供されているため、CSA の分類上では IPTV に含まれている。2019 年 10 月現在、基本パッケージは 190 のテレビ・チャンネルを含み、各種専門チャンネル・パッケージがオプションで利用可能である。

## V 運営体

### 1 フランス・テレビジョン

#### France Télévisions

Tel	+ 33 1 56 22 60 00
URL	<a href="https://www.francetelevisions.fr/">https://www.francetelevisions.fr/</a>
所在地	7, esplanade Henri de France, 75907 Paris Cedex 15, FRANCE
幹部	Delphine Ernotte Cunci（会長／President Director-General）

#### 概要

2000 年の放送法改正で同年 9 月に設立し、持株会社が運営してきたが、2009 年 1 月に全国番組会社に改組し、個別に運営されていた傘下の番組制作会社を統合した。2019 年現在、本土では 6 チャンネルの DTT サービスを実施している。

#### フランス・テレビジョンの DTT チャンネル

名称	主な番組内容
フランス2	ドラマやドキュメンタリーを中心とする総合番組
フランス3	ローカルニュース、総合番組
フランス4	若年層向けフィクション
フランス5	文化・教養
フランス6	総合番組（海外県・領土にかかわるチャンネルを前身とするが、2010年より仏本土においても放送されている）
Franceinfo	2016年9月に発足したニュース専門チャンネル

出所：<https://www.francetelevisions.fr/>

このほか、海外領土では総合放送チャンネル「Les 1ère」が放送されている。また、2018年2月からネット配信プラットフォーム・サービス「france.tv」が開始され、上記の各チャンネルの番組が過去数か月分視聴できるほか、教育、ニュース、スポーツ等のオリジナルビデオ映像を各種デジタルメディア上で随時無料で視聴できる。

2015年8月に総裁に就任した Cunci 氏は、就任に先立って発表した経営改善計画「Audace2020」により、フランス・テレビジョンの5チャンネルのそれぞれの役割を明確化した。フランス2（総合）、フランス3（ローカル）、フランス5（文化）については従来どおりとされたが、若年層のテレビ離れの一因は、この年代に向けた良質の番組が少なく、放送時間も限られていることにあるとして、デジタル放送開始時に創設された「フランス4」をメディア横断的な若年層向けチャンネルとして再編成している。

デジタル化時代への対応については、VODサービスの拡張を図り、特に若年層向け番組と国立視聴覚研究所（INA）の所有するコンテンツの開放が重要だとしており、有料コンテンツの増加が今後の収入確保に欠かせないとした。

2016～2020年の「目標手段契約」では、番組制作への投資やプラットフォームの刷新とともに、収支の均衡を維持することが目指されており、2020年までに6,500万EURの経費節減を実現するとともに、スポンサー付き番組と有料コンテンツの増加により、3,000万EURの増収を図るとしている。

2018年の収入は、公的資金からが前年比約3%減の25億1,7310万EURで、広告収入は前年とほぼ変わらず3億4,770万EURであった。全体では前年比0.1%の減収である。コンテンツ関連への投資は2016年とほぼ同額で、目標手段契約の年ごとの基準をわずかながら超えて4億213万EURであった。従業員数は前年より872名の減少で9,618名である。

フランス・テレビジョンは2018年の活動につき、チャンネル合計の視聴シェア28.4%は前年とほぼ同様であるがテレビグループでは1位で、視聴されたビデオ数は75億に上ると報告している。

## 2 カナル・プリュス

### Canal Plus

Tel.	+ 33 1 71 35 35 35
URL	<a href="https://www.canalplus.com/">https://www.canalplus.com/</a>
所在地	1, place du Spectacle 92863, Issy-les-Moulineaux Cedex 9, FRANCE
幹部	Jacque Puy（会長／President）

## 概要

国内で唯一の大手有料放送事業者で、地上デジタル放送、衛星、ケーブル、IPTV等に番組を提供するほか、近年は4K映像視聴可能な衛星/IPTVデコーダやマルチスクリーン・アプリケーション「My canal」等、サービスのデジタル化に注力している。ビベンディが株式の100%を所有している。国内では有料放送のほか地上デジタルの無料放送3チャンネルを運用し、映画・テレビ番組の制作・販売子会社「Studiocanal」を所有している。

2018年12月現在のグループの加入者合計は1,620万である(うち仏国内は830万、310万は通信事業者との提携による)。2018年のグループの売上高合計は、前年比約800万EUR減の51億6,600万EUR(うち仏国内は31億3,700万EUR)であった。

同期の国外市場においては、アフリカ大陸中西部を中心に26か国で衛星放送を実施、2018年12月現在の加入数は約410万である。欧州では、ポーランドの衛星放送事業者Cifra+の株式の51%を所有し、「nc+」の名称でプラットフォームを提供している。また、ベトナムの「K+」(株式所有は49%)、ミャンマーの「Canal+ Myanmar」(株式所有は63%)等、アジア地域への進出も進められている。

### 3 その他の主な事業者

事業分野	事業者	URL
地上放送	TF1	<a href="https://www.tf1.fr/">https://www.tf1.fr/</a>
	M6	<a href="https://www.6play.fr/m6">https://www.6play.fr/m6</a>
放送送信	TDF	<a href="https://www.tdf.fr/">https://www.tdf.fr/</a>

## 電 波

### I 監督機関等

#### 1 監督機関

##### (1) 電子通信・郵便・出版流通規制機関 (ARCEP)

(通信/I-2の項参照)

#### 所掌事務

電子通信事業者の周波数利用条件の決定及び周波数利用の許可等を所掌する。

##### (2) 全国周波数庁 (ANFR)

## National Frequency Agency

Tel.	+ 33 1 45 18 72 72
URL	<a href="https://www.anfr.fr/">https://www.anfr.fr/</a>
所在地	78, Avenue du Général de Gaulle, 94704 Maisons-Alfort, FRANCE
幹 部	Gilles Brégant (長官 / Director General)

## 所掌事務

周波数管理機関として、1997年1月1日に経済・財政・産業省（現在の経済・財務省）の下に設置された。主な所掌事務は以下のとおりである。

- ・周波数の有効利用を目的とした市場調査、監査及び政策提言
- ・周波数利用についての計画策定及び配分表の作成
- ・政府機関に対する周波数割当
- ・周波数問題に関する国際会議における国の代表
- ・国内の周波数利用状況に関する公的資料の作成
- ・無線局設置可能な用地の最善利用を目的とした全国レベルでの調整
- ・周波数再配分基金について公人あるいは私人が負担する拠出金の徴収

## (3) 視聴覚高等評議会 (CSA)

(放送 / I - 2 の項参照)

## 所掌事務

放送用周波数の割当て及び管理を所掌する。

## 2 標準化機関

フランス標準化協会 (AFNOR)

French Standardization Association

Tel.	+ 33 1 41 62 80 00
URL	<a href="https://www.afnor.org/">https://www.afnor.org/</a>
所在地	11, rue Francis de Pressensé, 93571 La Plaine Saint-Denis Cedex, FRANCE
幹 部	Olivier Peyrat (会長 / Directeur Général)

## 所掌事務

経済・財務省の管轄に属する公益事業体であり、情報通信関連企業等の代表により構成される。情報通信分野を含めた技術標準の策定、国際標準に関する調査、製品及びサービスに関する証明書の発行等を実施する。

## II 電波監理政策の動向

### 1 電波監理政策の概要

フランスの電波監理に関する主管庁は、電波監理機関と周波数割当機関の 2 層で構成されており、国家レベルの周波数分配は、電波監理機関である ANFR が所管する。ARCEP は、ANFR の周波数分配を受けて、通信分野における周波数の割当業務を所管する。「郵便・電子通信法典」第 L42 条により、電子通信事業者の周波数利用に関して、ARCEP は次の電波監理業務を実施している。

- ・無線周波数の有効利用と管理を実施する。
- ・周波数の利用の技術規則と条件を設定する。
- ・事業者及び利用者に周波数を割り当てる。

### 2 無線局免許制度

無線局免許制度は、「郵便・電子通信法典」第 L41-1 条に定められており、第 L33-3 条に定められた免許不要局を除いて、信号の発信及び受信等の無線周波数を利用する際、免許取得が必要であると定められている。なお、周波数資源の希少性等の理由から、ARCEP は、周波数の有効利用の原則に基づき、免許件数に制限を加え、免許人の選定に比較審査や入札等を実施できることが第 L42-2 条に定められている。

### 3 周波数割当制度・電波再配分制度

周波数の再割当については、「郵便・電子通信法典」第 L42-3 条により、対象となる周波数帯のリストを電子通信担当大臣が定めるとしており、それに基づく譲渡計画を ARCEP に提出することとしている。周波数帯が公共サービスに利用されている場合は、ARCEP の許可が必要であるとしている。

#### (1) 800MHz 帯及び 2.6GHz 帯

ARCEP は、LTE 等の 4G 移動体通信を使った「超高速モバイル (Ultra Fast Mobile)」に割り当てるため、地上デジタルテレビの周波数再編に伴い空き周波数となった 800MHz 帯 (791-821/832-862MHz) と 2.6GHz 帯 (2500-2570/2620-2690MHz) の周波数割当を 2011 年に実施した。うち 2.6GHz 帯については、2011 年 9 月に割当事業者が決定された。選定方法は、①周波数ブロックごとに申請者が提示する支払金額と②MVNO へのネットワーク開放計画の有無を基準にする総合評価方式が採用され、その結果、ブイグ・テレコム (15MHz)、オランジュ (20MHz)、フリー・モバイル (20MHz)、SFR (15MHz) が周波数の割当てを受けることになった。これらの事業者は、ネットワーク拡張義務として免許取得後 4 年間で 25%、8 年間で 60%、12 年間で 75% の人口カバレッジを達成することとされた。

800MHz 帯については、2011 年 12 月 22 日に割当事業者が決定された。この帯域の選定基準には、①ブロックごとの支払料金のほか、②MVNO へのネット

ワーク開放計画の有無、③人口カバレッジの拡張計画（免許取得後 15 年間で、全県における人口カバレッジ 95%を達成）の有無が設定された。割当事業者のカバレッジ義務は、全国での人口カバレッジを免許取得後 12 年間で 98%、15 年間で 99.6%を達成する義務と、人口過疎地域 (ZDP) の「優先開発地区」(人口 18%、領土面積 63%相当) において、免許取得後 5 年間で 40%、10 年間で 90%を達成する義務が課された。上記③は、更にカバレッジの拡大を進めるために選考基準に設けられた。

800MHz の割当てを受けた事業者は、ブイグ・テレコム、SFR、及びオランジュで、各社に 10MHz 幅が割り当てられた。なお、2.6GHz 帯の割当事業者のうち、フリー・モバイルのように 800MHz 帯の割当てを受けていない事業者は、ネットワークの人口カバレッジ 25%を満たすことを条件に、他社の 800MHz 帯ネットワークをローミングで利用することが認められている。

### (2) LTE1800

ARCEP は、GSM に割り当てた 1800MHz 帯を、LTE に再割当する方針を明らかにしている。2013 年 3 月に、1800MHz 帯を LTE サービスに転用する許可を申請したブイグ・テレコムに対し、ARCEP は、同周波数帯における同社の保有帯域を漸次削減することを条件に、同年 10 月から転用を認める旨の決定を行い、SFR とオランジュについても同様の申請を行えばこれを認める方針を明らかにした。また、2014 年 12 月には、フリー・モバイルに同帯域のうち 5MHz デュプレックスが割り当てられた。

2015 年 7 月には、事業者に割り当てた 1800MHz 帯を再編する決定を下し、4 社に割り当てられている 1800MHz 帯の帯域幅（オランジュ（23.8MHz 幅×2）、SFR（23.8MHz 幅×2）、ブイグ・テレコム（21.6MHz 幅×2）、フリー・モバイル（5MHz 幅×2））について、2016 年 5 月 25 日から新規参入のフリー・モバイルへは 15MHz 幅×2、既存 3 社へはそれぞれ 20MHz 幅×2 の割当てに再編することを明らかにした。このうち、フリー・モバイルについて、同年 9 月、15MHz（1750-1765/1845-1860MHz）の割当てが実施された。

### (3) 700MHz 帯

ARCEP は、地上放送デジタルに用いられている 700MHz 帯の 30MHz 幅×2（703-733/758-788MHz）について、2015 年 10 月に周波数オークションを実施し、オランジュ、フリー・モバイル、SFR、ブイグ・テレコムが落札した。オークションは、5MHz 幅×2 ずつに分割した 6 ブロックを対象に実施され、1 ブロックの最低価格は 4 億 1,600 万 EUR とされた。事業者が希望するブロック総数が 6 件を上回った場合、ARCEP は参加事業者が入札を断念するまで段階的に価格を引き上げて、参加事業者が入札を継続しているブロック総数が 6 件になった時点での価格を落札額とした。また、6 ブロックの落札者が決定した後、改めてブロッ

クの選択に関する 2 次入札を実施し、高い金額を提示した事業者から順番に希望のブロックの利用許可を取得できるとした。1 事業者が応札できるブロックは 3 ブロックまでとし、既に 800MHz 及び 900MHz 帯の周波数利用許可を得ている事業者は、700MHz 帯+800MHz 帯+900MHz 帯を合わせて、30MHz 幅×2 を上限とした。

オークション結果は、2015 年 11 月に発表され、オランジュとフリー・モバイルが 10MHz 幅×2 を、SFR とブイグ・テレコムが 5MHz 幅×2 を落札した。それぞれの事業者の落札金額は 5MHz 当たり 4 億 6,600 万 EUR 以上で、総額は 27 億 9,800 万 EUR に達した。

なお、この帯域の利用許可の期間は 20 年で、許可を取得した移動体通信事業者には、2030 年末までに全国網の人口カバレッジ 99.6%、基幹道路のカバレッジ 100%、鉄道線路のカバレッジ 90%等のネットワーク拡張義務が課されている。また、2022 年 1 月 17 日までに、700MHz 帯を使い、指定された過疎地域の 50%の人口を 4G でカバーすることが求められている。

2016 年 4 月、フランスでは地上デジタル放送への完全移行がなされ、同年 4 月 6 日から、2,374 の自治体で上記事業者が 700MHz 帯でのサービスを許可された。

700MHz 帯オークション結果 (単位：EUR)

帯域	幅	落札者	落札金額
703-708/758-763MHz	5MHz 幅×2	SFR	466,000,000
708-718/763-773MHz	10MHz 幅×2	オランジュ	933,078,323
718-723/773-778MHz	5MHz 幅×2	ブイグ・テレコム	467,164,000
723-733/778-788MHz	10MHz 幅×2	フリー・モバイル	932,734,001

出所：http://www.arcep.fr/

#### (4) 2.6GHz 帯及び 3.5GHz 帯

ARCEP は、2017 年 6 月、2.6GHz 帯及び 3.5GHz 帯の今後の利用に関する方針案を公表した。ARCEP は、2017 年 1 月に、2.6GHz 帯 (TDD)、3.5GHz 帯、1.4GHz 帯、2.3GHz 帯、700MHz 帯 (FDD 向け一部の帯域)、400MHz 帯、26GHz 帯の新たな用途に分配するためのパブリック・コンサルテーション「地域、企業、5G 及びイノベーションのための新たな周波数」(De nouvelles fréquences pour les territoires, les entreprises, la 5G et l'innovation) を実施しており、その結果を踏まえ、2.6GHz 帯の業務用無線 (PMR) への分配、3.5GHz 帯 (3400-3800MHz) のルーラル固定無線ブロードバンド及び 5G への分配を柱とする方針案にまとめたものである。同方針案の概要と最近の進展状況は以下のとおりである。

## ①業務用無線（PMR）

2.6GHz帯における時分割（TDD）用の40MHz幅（2575-2615MHz）をPMRに分配し、2G技術から超高速ネットワークにアップグレードする。2019年5月、割当計画の詳細についての案内文書が発行され、割当てを希望する事業者に対する相談・申請窓口が開かれた。2019年9月現在、関心を表明した事業者は3事業者で対象地域は合計7県である。

## ②ルーラル固定無線ブロードバンド

有線の超高速通信が利用できない地域において、3.5GHz帯の40MHz幅（3420-3460MHz）を、無線ローカルループ（WLL）の超高速無線ネットワークに利用し、通信網をアップグレードする。2017年末には割当計画が具体化し、割当てを希望する事業者向けの相談・申請窓口が開かれた。2019年9月現在、関心を表明した事業者あるいは自治体数は12である。

## ③5G

3.5GHz帯（3400-3800MHz）のうち、上記②に割り当てられる帯域以外を5Gに分配する。同帯域上の周波数を途切れのない連続したものにし、2020年までに300MHz幅を、2026年までに340MHz幅を5Gシステムで連続して利用できる帯域に再編する。このためARCEPは、3400-3600MHz帯を割り当てられている既存の事業者を中心に免許内容の改正を行い、割当帯域を再編するとしている。

5Gサービスの提供に関しては、ARCEPは、2018年7月に5Gロードマップを以下のとおり発表している（2019年1月更新）。

- ・2018年：国内の様々な地域において5Gパイロット・プロジェクトを展開し、産業向け5Gアプリケーションの開発を先導する。
- ・2019年：5G用の周波数帯域を開放する。相互運用可能な5G用デバイスを市場で販売する。
- ・2020年：免許条件を定め、新しい5G用周波数を分配する。少なくとも1主要都市において商用サービスを提供する。
- ・2025年：主要交通幹線網を5Gでカバーする。

3.4-3.8GHzにおける370MHz幅に関する周波数入札は2019年内、落札事業者への対応周波数割当は2020年と予定されており、2019年11月には同帯域の割当計画の概要が発表された。

割当ては以下の2段階で行われるとされている。

①4事業者に対し、それぞれ50MHzずつを固定価格で割り当てる。申請者が5社以上であれば、別途審査が実施される。

②残りの帯域については、10MHzを1単位として最低価格を設定、各ブロックにつき希望者が複数の場合はオークションを実施する。

①、②を通じ、1事業者の取得可能帯域は100MHzまでとされている。また、

周波数を取得した事業者には以下の義務が課せられる。

- ・2000 年以内に少なくとも 2 都市でサービスを開始し、2022 年までに 3,000、2024 年までに 8,000、2025 年までに 1 万 500 の基地局を設置
- ・2022 年に 75%、2030 年にはすべての基地局で最大通信速度 240Mbps の接続サービスを提供
- ・2025 年までに高速道路、2030 年までに幹線道路すべてで最大通信速度 100Mbps の接続サービスを提供
- ・2023 年までに各種 ICT 産業分野での応用（スライシング）を可能にする体制の整備
- ・IPv6 との互換性の保証

上記①で 50MHz 帯域幅を取得した 4 事業者にはさらに、割当時に以下を順守する協約を ARCEP と交わすこととされている。

- ・行政機関、自治体、企業等からのカバレッジやサービス要求に適切に対応
- ・建物内での接続環境の改善
- ・固定通信事業者からの接続要請への対応
- ・カバレッジ拡大、サービス提供体制、事故対応等の計画の明示
- ・MVNO の受入れとサービス開発への支援

国内の 5G トライアル・サービスには、3.5GHz 帯（3.4-3.8GHz）が割り当てられている。

#### （5）26GHz 帯

ARCEP は、26GHz 帯を 5G 展開のためのパイオニア・バンドとして位置付けている。26GHz 帯の 5G への割当てに関するコンサルテーション文書「5G への 26GHz 帯導入に関する見通し（*Perspectives pour l'introduction de la 5G dans la bande 26GHz*）」を作成し、2018 年 5 月から 6 月に意見募集を実施した。

2019 年には、2020 年からのこの帯域の開放を見越して、技術中立で実験プロジェクトの公募が実施されている（通信／Ⅲ－3－（5）の項参照）。

#### （6）900/1800/2100MHz 帯の再割当

ARCEP は、2018 年 8 月、2021～2024 年に期限を迎える 900/1800/2100MHz 帯の再割当を行うための入札手続を開始したが、事業者が LTE カバレッジ義務を果たすことを条件に入札は実施せず、各事業者への割当ては継続すると決定した。

（通信 Ⅲ－3－（3）参照）

#### （7）海外領土における 4G 周波数割当

ARCEP は、2016 年 11 月、フランス海外県領土における 4G 免許事業者を決定した。ARCEP の募集に対し 25 件の申請が提出され、これらの申請を審査し、地域ごとに以下の 4 事業者を免許人に選定した。これらの事業者には、各地域で 800MHz 帯と 2.6GHz 帯の未割当帯域、並びに新規で開放される 900MHz 帯、

1800MHz 帯、2.1GHz 帯が割り当てられる。サービスは、同決定後から提供することができる。

#### 海外県における 4G 事業者

海外県	事業者
Guadeloupe、 Guyana、Martinique	Digicel、フリー・モバイル、Orange Caraïbe、Outremer Telecom
Saint Barthélemy、 Saint Martin	Dauphin Telecom、Digicel、フリー・モバイル、Orange Caraïbe
Réunion	オランジュ、SRR、Telco OI、ZEOP Mobile
Mayotte	BJT Partners、オランジュ、SRR、Telco OI

出所：ARCEP 報道発表（2016 年 11 月 24 日）

#### 4 電波監視体制

「郵便・電子通信法典」第 L43 条により、電波監視業務は、ANFR の所掌業務であり、周波数制御局が以下を主に所管している。

- ①無線周波数の管理
- ②混信元の特特定及び司法手段の準備
- ③無線設備の規格審査

2014 年以來、ランス国内における電波監視は、パリ地方アルフォートに本部を置き、ランブイエ国際監視センター及び本土 6 か所の地方監視センター（ドンジュ、リヨン、マルセイユ、ナンシー、トゥールーズ、ヴィルジュイフ）で実施されている。

#### 5 電波利用料制度

公衆電子通信網の運用又はサービスを目的として、ARCEP により周波数資源の利用を許可された事業者は、「ARCEP により周波数利用許可を付与された事業者の支払う周波数利用料に関する 2007 年 10 月 24 日のデクレ第 2007-1532 号」により、年ごとに国に対して次の 2 種類の料金を支払う。

##### ・電波使用料（Redevances de mise à disposition de fréquences）

電波の使用に関して徴収される料金。ARCEP が固定サービス、衛星固定サービス、GSM 通信網サービス等、サービスの性質に応じてサービス区分ごとに料額を定める。

##### ・電波管理料（Redevances de gestion de fréquences）

電波の使用にかかわる管理業務に関して徴収される料金。サービス区分ごとの基本利用料額を定め、事業者が利用する周波数帯域とサービス地域に応じて事業者ごとに料額を決定する。

## 6 デジタル・ディバイド対策

### (1) LTE

LTE 向け周波数免許において、2.6GHz 帯、800MHz 帯、700MHz 帯で下表のネットワーク拡張義務が課されている（3（1）～（3）の項参照）。2019年10月3日現在、国内で4万8,437基のLTE基地局が、ANFRによる設置認可を受けている。ARCEPは2017年9月より、各移動体通信事業者のカバレッジ状況とその評価（4段階）を地図上に表示する情報サイト（<https://www.monreseau-mobile.fr/>）を提供している。2018年10月現在、LTE人口カバレッジについては、既存3社が99%、フリー・モバイルが93%に達している。

4G ネットワーク拡張義務（人口カバレッジ（%））

	2015年 10月11日	2019年 10月11日	2023年 10月11日	2024年 1月17日	2027年 1月17日	2030年 12月8日
国内 全体	25% (2.6GHz)	60% (2.6GHz)	75% (2.6GHz)	98% (800MHz)	99.6% (800MHz) 98% (700MHz)	99.6% (700MHz)
地方 県内	—	—	—	90% (800MHz)	95% (800MHz) 90% (700MHz)	95% (700MHz)

	2017年 1月17日	2022年 1月17日	2027年 1月17日	2030年 12月8日
人口過疎地域 (ZDP)	40% (800MHz)	90% (800MHz) 50% (700MHz)	97.7% (800MHz) 92% (700MHz)	97.7% (700MHz)

出所：<https://www.arcep.fr/>

政府は、2018年1月の「New Deal Mobile」協約（通信／Ⅲ－3－（3）の項参照）で、4Gによる無線ブロードバンドの普及を加速させ、2020年までにフランス全土において高品質の無線ブロードバンド網を構築することで、移動体通信事業者4社（オランジュ、SFR、ブイグ・テレコム、フリー・モバイル）と合意した。協約に際してARCEP等がまとめた合意文書「フランス全土への高品質モ

バイルカバレッジの実現に関する事業者義務の記載（Description des engagements des opérateurs sur la généralisation d'une couverture mobile de qualité pour l'ensemble des Français）」では、移動体通信事業者は以下を実施するとされている。

- ・2020年までに4Gサービスの未提供地域を解消する。このために、各社5,000基の基地局を設置し、必要に応じて、設備共有を図る。
- ・2020年までに、道路・鉄道の主要交通網5万5,000kmを4G網でカバーする。地方政府所在地を結ぶ高速道路（1万1,000km）及び1日当たり5,000台以上の車両交通がある道路（4万4,000km）を対象とする。
- ・2020年までに、既存の2G/3G網を4G網にアップグレードする。例外措置として、音声、SMS、3Gのサービス普及が遅れているルーラル地域のカバレッジを改善する「空白町村地区」プログラムの対象地域については、4Gへのアップグレードは、2020年までに75%、2022年までに100%を達成する。
- ・2018年に、Wi-Fiを使った屋内通話機能を提供できるようにする。フリー・モバイルは2019年末までにこれを実現する。
- ・既存の固定通信網で提供できるデータ通信の速度が8Mbps以下の地域においては、2018年に4Gによる固定無線ブロードバンド・サービスを提供する。

## （2）WiMAX

ルーラル地域におけるデジタル・ディバイド解消のために、ARCEPは、2006年7月に国内22地域、海外県・領土2地域対象に、3.4-3.6GHz帯を用いたWiMAX事業に関する周波数利用免許の入札を実施し、各地域3件ずつの免許を付与した。2017年6月現在、民間事業者と自治体を合わせ24事業者がサービスを提供している。ARCEPは3490-3800MHz帯の5Gへの配分に伴い、WiMAX事業者に3410-3490MHz帯の再割当を行う計画を提示しており、2017年から2020年9月までの予定で、再割当を希望する事業者向けの申請窓口を設けている。

## 7 電波の安全性に関する基準

公衆ばく露について、2002年5月に産業省（当時）が、すべての無線機器（端末機器及び基地局）を対象に、国際非電離放射線防護委員会（International Commission on Non-Ionizing Radiation Protection : ICNIRP）の「時間変化する電界、磁界及び電磁界によるばく露を制限するためのガイドライン（300GHzまで）」（1998年）に準拠した「デクレ第2002-775号」を公布し、2003年10月に法的罰則を規定する「デクレ第2003-961号」（「郵便・電子通信法典」R20-25条）を公布している。

職業ばく露は、EUにおいて新たに制定された職業ばく露のEU指令（2013/35/EU）に基づき、これを国内法制化した「電磁界から生じるリスクに対する労働者の保護に関する2016年8月3日のデクレ第2016-1074号」が、労働・

雇用・職業情報・労使対話省により制定され、2017年1月1日より施行されている。

地方レベルで電波防護規制が設けられている場合もあり、パリ市は、電磁波ばく露の制限値について、2017年3月に市内の移動体通信事業者4社と独自の協定を締結している。パリ市は、移動電話からの電磁波ばく露を可能な限り低いレベルに制限することとし、現行の協定では制限値がEUレベルよりも厳しく設定されている。

また、ANFRが、基地局の設置場所や電磁界強度の測定値に関する情報を、ウェブサイト (<http://www.cartoradio.fr/>) で公開しているほか、「無線サイトのモデル化と公衆の安全境界に関する技術ガイド (Guide Technique modelisation des sites radioelectriques et des perimetres securite pour le public)」を公表している。

### Ⅲ 周波数分配状況

周波数の分配表 (Le Tableau national de répartition des bandes de fréquences : TNRBF) は以下のとおり (2019年4月発行)。

・

[https://www.anfr.fr/fileadmin/mediatheque/documents/tnrbf/TNRBF\\_2019-04-11.pdf](https://www.anfr.fr/fileadmin/mediatheque/documents/tnrbf/TNRBF_2019-04-11.pdf)